

令和7年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○令和7年12月3日（水曜日）

○議事日程

令和7年12月3日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	藤 村 こずえ 君	2 番	中 谷 哲 君
3 番	上 野 忠 彦 君	4 番	原 田 典 子 君
5 番	藤 本 真 未 君	6 番	松 村 学 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	宮 元 照 美 君	10 番	河 村 孝 君
11 番	梅 本 洋 平 君	12 番	上 田 和 夫 君
13 番	曾 我 好 則 君	14 番	宇多村 史 朗 君
15 番	生 野 美 輪 君	16 番	山 田 耕 治 君
17 番	和 田 敏 明 君	18 番	久 保 潤 爾 君
19 番	森 重 豊 君	20 番	重 田 直 輝 君
21 番	三 原 昭 治 君	22 番	村 木 正 弘 君
23 番	田 中 敏 靖 君	24 番	河 杉 憲 二 君
25 番	安 村 政 治 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	池 田 豊 君	副 市 長	能 野 英 人 君
教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	白 井 智 浩 君
人 事 課 長	糸 井 純 平 君	総 合 政 策 部 長	永 松 勉 君
文 化 ス ポ ー ツ 観 光 交 流 部 長	松 村 慎 吾 君	生 活 環 境 部 長	亀 井 幸 一 君
福 祉 部 長	藤 井 一 郎 君	保 健 こ ど も 部 長	石 丸 典 子 君
産 業 振 興 部 長	杉 江 純 一 君	土 木 都 市 建 設 部 長	藤 本 英 明 君
会 計 管 理 者	國 澤 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 原 努 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君	消 防 長	山 崎 泰 介 君
教 育 部 長	高 橋 光 男 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡 田 元 子 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午前10時 開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部につきましては、原田監査委員事務局長が欠席する旨の届出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。2番、中谷議員、3番、上野議員、御兩名にお願いいたします。

一般質問

○議長（安村 政治君） 議事につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、22番、村木議員。

〔22番 村木 正弘君 登壇〕

○22番（村木 正弘君） おはようございます。「公明党」の村木正弘です。よろしく
お願いいたします。通告に従って質問させていただきます。

1つ目、認知症対策についてです。

前回の議会でも認知症対策を質問させていただきました。執行部より、次期総合計画の

重点プロジェクトに認知症に関する理解促進、相談体制の充実強化を新たに位置づけ、関係機関と一体となってこれまで以上に認知症施策を推進していくとの答弁を頂いたところです。認知症はもはや特定の方だけの問題ではなく、社会全体で支え合わなければならない大きな課題ではないでしょうか。本市の認知症高齢者数は約3,500人で、高齢者の10人に1人は認知症となっております。認知症は、家族が認知症になることも含め、私たちが待ったなしで取り組むべき喫緊の課題になっています。

私は、認知症施策の推進において、幅広い市民の意識改革が不可欠であると考えます。そのためには、認知症カフェと認知症サポーター、この二つが両輪となってその機能を強化することが重要ではないかと考えています。

先日、市内の認知症カフェに伺いました。私は、認知症カフェというのは認知症の人が給仕をされているところなのかなとか、また、認知症の方しか行ってはいけないのかなと思っていましたが、実際に行ってみると高齢者だけではなく若い方もおられ、飲物を飲みながら、お菓子を食べながら、いろんな会話を楽しんでおられました。その場におられる高齢者の方やその家族の方のお話を聞きました。また、そのカフェを主催していらっしゃる方にもいろんな話を伺いました。そこで見えてきた課題について、大きく4点伺います。

1点目、防府市がこの第6次総合計画（案）で関係機関とこれまで以上に認知症施策を推進していくとありますが、具体的にはどのように進めていかれるのか御所見を伺います。

2点目、認知症カフェのPRについてです。現場でお聞きしたのは、どの会場も参加メンバーが固定化しているという課題があるということです。一度参加された方は、カフェのいいところや価値を理解され、ほかの会場へも積極的に足を運ばれています。しかしその一方で、御近所の方でもカフェの存在を知らない方もいたり、認知症カフェって何をしているところなんだろうといった全く情報が届いていない方もおられたりするのが現状です。今後のPRをどのように進めていかれるのか、市としての御所見をお伺いいたします。

3点目、認知症サポーターと認知症カフェの連携についてです。今後の認知症施策を推進する上で、地域にいらっしゃる認知症サポーターの方々と認知症カフェとのつながり、連携こそがこれからの認知症施策の大きな要になるのではないかと考えています。例えばお隣の山口市では、認知症サポーターが認知症についての知識や理解を深めるステップアップ講座というのを受講され、オレンジサポーターというサポーターの育成をされています。そして、そのオレンジサポーターを中心として認知症の人や御家族の支援ニーズをつなぐ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりのためのチームオレンジとして取組を進められています。この取組の中には、ボランティア活動にポイントを付与するすこやかボランティア制度というのがあり、認知症カフェへの参加やお手伝いなど活動

の後押しとなっていると伺っています。本市においても、このようにほかの施策と上手に連携させ、認知症サポーターの方々が自然と地域の認知症カフェや施設等へ足を運びたくなるような意欲が湧く体制づくりが必要なのではないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

4点目、補聴器購入の助成についてです。聴力の低下は、他者とのコミュニケーションが取りにくいと感じることがあったり、会話がうまくつながらないことがあったりすることから、閉じこもりがちになることもあり、最近の海外の研究成果からは、中年期に難聴があると高齢期に認知症のリスクがおよそ2倍上昇するというデータが発表されています。そこで補聴器を適切に用いることで認知症の発症リスクが軽減すると報告があります。また、慶應義塾大学医学部の研究グループの研究結果でも、難聴があると認知症になるリスクが高くなるけれど補聴器を正しく使うことでそのリスクを抑えられる可能性があることが研究で分かったと発表されています。

このように、聴力の低下が認知症の進行につながるということが医学的にも証明されています。昨年度の議会懇談会におきましても、耳鼻咽喉科の先生より同様の重要な御指摘を頂いたところですが、認知症の予防対策という観点からも、補聴器購入への助成制度は極めて重要だと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員の認知症対策についての4点の御質問のうち私からは、1点目の第6次総合計画（案）での認知症施策の推進と、4点目の補聴器購入助成について、御答弁させていただきます。

私は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、思いやりと支え合いによる地域社会を目指すことが大切であると考えています。議員御案内のとおり、現在、本市の介護認定で把握している認知症高齢者数は約3,500人で、高齢者の10人に1人は認知症という状況にあります。今後、さらに高齢化が進み、認知症の人が増加していくことが見込まれる中で、認知症の対策は喫緊の課題となっております。このため、本議会に提出しております第6次総合計画（案）の重点プロジェクトに認知症施策の推進を新たに位置づけ、対策の強化を図ることとしております。

現在、認知症の人や御家族の不安や悩みの軽減、周囲の方の理解の促進のための認知症カフェや、閉じこもりを防ぐことで認知症を予防する通いの場の設置、市民に広く認知症に対する知識と理解を持っていただくための認知症サポーターの養成等を行っております。

今年度からは、各地域包括支援センターに新たに認知症地域支援推進員を配置し、認知

症の人が必要なサービスを確実に受けられるよう相談体制を強化したところです。

今後、これらの施策のさらなる充実を図り、認知症の早期発見・予防から御家族等の介護者への支援、市民への理解促進や地域で見守る体制づくり等、総合的な対策を講じてまいります。

その中で4点目の補聴器購入補助についてです。加齢性難聴者への補聴器購入助成制度については、令和6年9月の市議会で国に対する意見書が採択されたように、国で取り込まれるべき問題であると考えております。

こうした中、これまでの答弁でも申し上げましたとおり、難聴と認知症の因果関係等について、医師会の先生方に御意見を伺ってまいりました。

医師会からは、難聴が認知症の最も大きな危険因子であること、補聴器の使用が認知症の予防に効果があること、補聴器の使用に当たっては、その人に合ったものを適切に使用することが重要となることを伺っているところでございます。そのため、医師会の御意見を踏まえ、本市では認知症予防の観点から、制度創設に向けて取り組むことといたしました。そして、真に効果がある制度とするためには、健診や受診の勧奨から補聴器装用後の検証までの一連の仕組みの構築が必要と考え、現在、医師会と制度創設に向けて具体的な検討を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。2点目と3点目の御質問につきましては、福祉部長のほうから御答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 村木議員の認知症対策についての4点の御質問のうち、私からは2点目と3点目について御答弁させていただきます。

まず、2点目の認知症カフェのPRについてです。

認知症カフェは、認知症に対する市民の理解を深め、地域全体で見守っていく体制づくりのために重要な場所です。認知症の人の増加を見込んで、設置数を市内4か所から段階的に増やし、令和3年度からは8か所にいたしました。認知症の人や御家族には、関係機関や各地域包括支援センターに設置したチラシ等でお知らせしておりますが、地域の方にも参加していただくため、市広報やホームページでPRを行っているところです。また、各カフェの運営事業者も、それぞれの実情に応じて地域の方に声をかけ、参加を促しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、参加者の固定化を課題とされているカフェもございますことから、市と運営事業者が情報共有や課題の検討を行う情報交換会の中で効果的

なPR方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の認知症サポーターと認知症カフェの連携についてです。

昨年度、認知症カフェには延べ2,000人以上の方が参加されましたが、そのうち約6割の方が地域の方でした。多くの方が積極的に参加され、認知症の人の話し相手や様々なお手伝いをしておられます。市内では養成講座を受けて認知症サポーターとなられた方がこれまで約7,000人いらっしゃいますが、実際にカフェに参加される方の中にはまだ認知症サポーターになっておられない方もいらっしゃいます。これらの方が認知症サポーターとなって認知症の知識と理解をより一層深めていただくことにより、カフェの機能がより高まり活性化することが期待されますので、今後、カフェに参加される方に認知症サポーター養成講座を受けていただくよう積極的に働きかけるとともに、養成講座の中でもカフェの実際の様子を紹介するなど、カフェに行ってみたくなるような工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員。

○22番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。

本市が掲げる誰もが住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしく暮らし続けられるまちの実現に向けて進めていくとの御答弁を頂きました。

また、認知症カフェのPRについても、周知の方法の充実に向けて検討される、認知症カフェは、認知症になっても安心して参加できる大切な居場所であり、その御家族の方の困り事の相談の場でもあります。今後多くの市民へその魅力が伝わるよう、積極的な広報を期待しております。

さらに、サポーターとの連携や山口のオレンジチームのような取組についても検討してほしいと思います。よろしく申し上げます。

それで今ボランティアというのがありましたけれども、介護支援ボランティア制度を活用して、高齢者がボランティア活動を通じて介護予防や社会参加を促進することが考えられます。地域で支え合う仕組みを強化することは、認知症施策を進める上で極めて重要であり、本市でもぜひ一歩踏み出していきたいと要望いたします。

ボランティアについては、今、スケッターというのが話題になっています。スケッターというのは、誰かの役に立ちたいという地域のボランティアの人たちの有償ボランティアの互助インフラで、介護の人材不足に対応した事業や施設とのマッチングの仕組みで、北見市など全国の18自治体でも利用促進されています。これは私も注目している仕組みです。ぜひ調べて調査していただきたいと思います。

そして、補聴器の購入助成につきましても、認知症予防の観点から具体的に検討を進めていくという御答弁を頂きました。聴力の低下を放置しないことは、健康長寿の先進にも直結する大切な取組です。高齢者の生活の質を守る大きな施策となりますので、具体化をよろしくお願いいたします。

認知症というのは、特定の方だけの問題ではなく、社会全体で支え合わなければならぬ大きな課題です。これからも引き続き、誰もが生きやすい共生社会を、誰もが安心して暮らし続けられる防府市を目指して、実効性のある認知症施策の推進をお願いします。

この項の質問を終わります。

次の質問に移ります。2つ目の質問です。医療的ケアを必要とするこどもたちと家族への支援について質問させていただきます。

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童とされ、その医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理や喀たん吸引、導尿、そのほか医療行為を指します。自宅や学校などの医療機関以外の場所で、家族もしくは研修を受けた教員や介護士などが日常的に行う医療的援助行為を受けることが不可欠である児童とあります。社会医療診察行為別統計により、こども家庭庁支援局障害児支援課作成の推計値では、全国の医療的ケア児（在宅）は2024年、約2万人を超えていると推計されています。令和3年6月に公明党を中心とした超党派の国会議員でつくり上げた新法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立。この法律には医療的ケア児の日常生活、社会生活を社会全体で支援することが明記されています。

医療的ケア児は、寝たきりの子から動き回れる子まで様々で、個々によってケアも異なります。在宅で医療的ケア児をお世話されている家族の方々の負担は想像以上に重く、常に目が離せないそうです。日常の医療的ケアは主に母親が行っており、生活上の悩みとしては、日々の睡眠不足、不安や緊張などがあり、家族の心身への負担が大きいと言われていいます。医療的ケアを必要とするお子さんとその親御さんにお会いしたとき、数分ごとにたんの吸引をされたり、時間が来たらお母さんが作った食事をシリンジで直接おなかに注入しておられる姿を見て、本当に目が離せない、大変なんだなと思い、今回質問させていただいております。医療的ケアを必要とする児童とその家族が地域で安心して生活できるよう、在宅支援、防災・避難対策、社会参加支援の3つの側面から本市の具体的な取組について3点お伺いいたします。

1点目、御家族の負担軽減支援について、医療的ケア児の在宅生活を支える御両親の負担は非常に大きく、心身ともに疲弊しているケースが少なくありません。御両親が自身の心身の健康を維持することは、結果的にこどもさんの生活の質の維持向上に不可欠です。

医療的ケア児レスパイト事業という事業があります。医療的ケア児の家族の休息を支援するためのサービスです。具体的には、在宅で医療的ケアが必要なこどもを預かって、訪問看護師がケアを行うなど、家族が一時的に介護から離れて休息できるよう費用助成や環境整備を行う事業を指します。これは、家族の介護負担軽減や心身の健康維持を目的としております。レスパイト——休息、息抜きという意味です。そういうレスパイトを目的としています。医療的ケア児に関しては、社会福祉サービスによる短期入所や日中一時支援事業を利用されていると認識していますが、事業所が限られているため選択肢が少ない状況にあります。レスパイト事業には訪問系、入所系、通所系があると伺っています。本市のレスパイトケアサービスの提供について、現在の状況や今後の展開など御所見を伺います。

2点目、災害時に備えた支援についてです。

令和3年5月の災害対策基本法改正に基づき、市町村は災害時に支援が必要な方の個別避難計画を作成することが求められています。医療的ケア児についても同様です。しかし計画が作成されても、その内容が十分に支援者などに周知され、計画に基づく避難訓練がされていなければ、非常時に機能はしません。個別避難計画の実行性向上のための取組についての御所見をお伺いいたします。

また、医療的ケア児は、人工呼吸器や吸引器など医療機器を必要とすることが多く、災害避難時における電源の確保が生命維持に直結する重大な問題になります。在宅生活を送る医療的ケア児に対し、災害時の長期停電発生時の電源確保のため、発電機や大容量蓄電池の購入費用の補助が必要ではないでしょうか。現在、人工呼吸器の装着が必要な障害者の方へは発電機やバッテリーの補助があります。喀たん器、吸引器が必要なケア児の親御さんがたんが詰まってしまうと窒息死してしまう。どこがどう違うんだろうと言われていました。発電機や蓄電池など医療機器の非常用電源の購入費用に対する補助について、御所見を伺います。

3点目、外出しやすい支援について、私の知っている医療的ケア児の親御さんから、車でよそに行き急に着替えさせなくてはならなくなったとき、多目的トイレに入ってみたけど赤ちゃん用のベビーシート、おむつ交換台しかなく困ったと言われていました。その方は結局探して探してやっと公共施設の和室が借りられて着替えさせることができたと言われていました。医療的ケア児が安心して社会参加するには、外出先の環境整備が不可欠です。特に体の大きくなったお子さんの排せつ、着替えには一般の多目的トイレにはない大人用のユニバーサルシート、大人用大型ベッドが必要になります。医療的ケア児とその家族が気軽に外出できるよう、また旅行で来られる方に対しても本市のアピールとなると思

います。主要な商業施設や公共施設に対し、大人用のユニバーサルシートを設置する、設置を促すための補助制度を創設してはいかがでしょうか。この防府市に來訪された方へも防府市はみんなに優しいまちづくりをされているというよいアピールにもなるのではないのでしょうか。また、ユニバーサルシートの設置情報を集約し、広く発信する仕組みを構築するなど、社会全体のバリアフリー化を推進するため、ユニバーサルシートの普及に向けた市の取組について御所見を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 村木議員の医療的ケアを必要とするこどもたちと家族への支援についての御質問にお答えします。

初めに、1点目の御家族の負担軽減の支援についてです。

現在、本市には、経管栄養やたん吸引、人工呼吸などを日常的に必要とする医療的ケア児が19名おられます。議員御案内のとおり、こうした医療的ケア児の介護を24時間体制で行っておられる御家族の身体的・精神的負担は大変重く、一時的な休息、いわゆるレスパイトが受けられる環境整備が重要となります。このため本市では、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、御家族からの相談を受ける中で、短期入所や障害児通所施設などの利用によるレスパイトケアにつなげているところです。

また、県においても、短期入所施設や保育所等への看護師配置に対する費用の補助や、介護職員によるたん吸引等の研修の実施など、施設での医療的ケア児の受入れが広がるよう環境整備に取り組んでおられます。

今後こうした取組を進めていくため、県とも連携しながら、定期的に関係機関と医療的ケア児に関する情報共有や意見交換を行う場を設けるなど、支援体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、2点目の災害時に備えた支援についてです。

議員御指摘のとおり、災害時の円滑な避難支援には、個々の状況に応じた実行性のある個別避難計画の作成が重要です。このため本市では、優先的作成対象者の個別避難計画の作成段階から、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職や民生委員、自治会、防災士等と連携し、要支援者の現状に即した実行性のある計画となるよう取り組んでいるところです。

また、医療的ケア児の個別避難計画を作成する上では、人工呼吸器やたん吸引器など電気式の医療機器の電源確保も課題となります。このため、すぐに避難所や医療機関へ移動することが困難な場合でも電源の確保が行えるよう、御要望も踏まえながら対応してまい

ります。

次に、3点目の外出しやすい支援についてです。

議員御案内のとおり、医療的ケア児が成長後も安心して外出するためには、おむつ交換や衣服の着脱などで利用できる大型のシート、いわゆるユニバーサルシートなど誰もが使いやすい設備を備えたトイレの普及が重要です。しかしながら、ベビーベッド付きのトイレは普及が進んできた一方、ユニバーサルシートについては、議員御指摘のように設置が進んでいないのが現状です。このため本市では、誰もが安心して快適にトイレを利用できるよう、ユニバーサルシートの普及啓発も兼ねて、福祉棟1階及び2階のバリアフリートイレ——多目的トイレにユニバーサルシートを設置いたしました。今後ユニバーサルシートの普及に向け、まずは不特定多数の利用者がある施設に対し、ユニバーサルシートの必要性や、設置が難しい場合は長椅子や簡易ベッドを利用するといった合理的配慮の事例などについて周知を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員。

○22番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございました。

1つ目の家族の負担軽減についてですが、負担軽減のためのレスパイトケアの必要性と利用できるサービスを細かに紹介して、利用を積極的に促す自治体もあります。レスパイトケアの重要性が認識され、制度的な対応が進んでいる動きも見られます。日常的に医療依存度の高い子どもを家族でケアする家族は、本当に休む時間がありません。本当に大変なんです。医療的ケア児とその家族が地域で安心して笑顔で暮らせるために、切れ目のない支援、レスパイトサービス提供が拡充されますことを期待しています。

2つ目の災害時の支援についてです。

個別避難計画を作成の段階から関係者と連携していると言われましたが、いざとなったときすぐに行動できるように、トレーニングも必要です。また、現状に合わせて定期的に計画を見直しながら、より実行性のあるものにしていくべきものだと考えています。関係者との連携が継続的に有効だと考えます。危機管理の個別避難計画を作成していくに当たり、平時のケアと連続性を持って施設との連携とともに、発生時の動き、訓練、確認などをしていっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

電気式の医療機器を必要としている方々にとっては、発電機、蓄電池など電源の確保は、停電になった場合を想定して大変に重要な災害対策です。災害が起きたとしても医療的ケア児とその家族が安心して生活が送れるよう、支援の整備をお願いいたします。

3つ目の外出しやすい支援についてです。

全ての公共施設においてすぐに設置するというのは難しいとは思いますが、一定の理解をいたしますが、障害児や障害者、高齢者の外出を促進するため、ユニバーサルシートまたベッドの設置が可能な施設においては設置が進むよう、市としてしっかり推進していただきたいと思います。障害のある人もない人も、誰もが安心して外出し、社会参加できるよう、市民福祉の向上という重要な取組になると思いますので、ユニバーサルシートの設置に向けて、普及啓発よろしく願いいたします。

今後も、医療的ケア児とその家族に安心と大きな希望の支援策の充実を期待いたしまして、この項の質問を終わります。

3つ目の質問です。がん検診の受診率向上に向けた取組についてです。

私は、これまで令和5年9月定例会などこの議場におきまして、がんによって苦しむ人、悲しむ人を少しでも減らすためにがん検診の受診率向上について質問をさせていただき、そのときの私のがん検診ガイドの提案を受け入れていただきました。本当にありがとうございました。引き続き、この重要課題について今回質問をさせていただきます。市民の命と健康を守るためのこの取組は、今後も時折、継続的に取り上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

本市におきましては、がん検診や特定健診を「幸せますケンシン」という親しみやすい愛称で、市民へのPRと受診勧奨に努めておられます。また、市民のライフスタイルに合わせて集団健診と個別健診から受診方法を選択できるなど、受診しやすい環境整備にも積極的に御尽力され、がん予防、早期発見、早期治療の普及啓発に取り組まれています。しかし、こうした多大な努力にもかかわらず、がん検診の受診率は残念ながらいまだ十分な向上につながっているとは言えません。令和7年度の決算書を見ますと、令和4年度からの受診率は、胃がん1.1%、子宮がん13.4%、肺がん2.1%、乳がん9.8%、大腸がん3.1%、前立腺がんは3.3%とほとんど横ばい状態になっています。防府市で女性のがんの罹患率が一番高いのが乳がんです。20年前は17人から18人に1人が罹患していましたが、現在は女性の9人に1人が乳がんになる時代になっています。女性で最も罹患数が多いがんで、2020年には世界全体で新たにがんと診断された罹患数では、乳がんが肺がんを上回り、最も多いがんになりました。国内でも年間毎年10万人に達しています。

今年の9月、山口市で行われた山口県健康づくりセンターでのサミットに参加してきました。そのほかに、公明党は今年10月30日にオンラインで勉強会を開催し、乳がんの現状をお聞きしました。発症のピークは、以前は40代前半、40代後半だったのが、現代では60代、70代に、それを上回る大きなピークができると言われていています。乳がん

は、若い人の病気という認識を改めて、30代後半から80代まで長期にわたって気をつけなければならない病気になっています。

ここで質問です。1つ目の質問といたしまして、がん検診受診率の向上について、特に乳がん検診の受診率について御所見を伺います。

2つ目の質問です。以前、山口県におきましては、友人や家族など二人組での受診を促す誘ってがん検診キャンペーンといったユニークな施策も過去行われておりました。これは、検診を個人のものとしてだけではなく、大切な人と一緒に行う健康活動として位置づけられるもので、一人では行きにくい、あるいはきっかけがないと感じている人の動機づけとして非常に優れた狙いがあったのではないかと感じています。行政が広く市民全体に呼びかける広報も重要ですが、それに加えて、最も身近な存在である家族からの声かけを後押しする仕組みこそ、受診率をもう一步、もう1ミリでも前に進める力となると確信しております。

本市では、子どもたちが将来にわたり自らの健康を守る力を育むため、小・中学校においてがん教育が実施されていると伺っております。がんに関する正しい知識を持つことは、予防行動や早期受診の重要性を理解する上で非常に大きな意義があります。しかし、このがん教育を子どもたちだけの学びにとどめるのではなく、家庭全体の健康行動へとつなげることこそ、今後さらに取り組みべき視点であると考えます。

例えば、児童・生徒は授業で学んだ内容とともに、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、健診に行ってねといったメッセージを家庭に持ち帰ることで、子どもの学びが家族の行動変容を促す大変強力なきっかけになります。また、現在国においても、がん教育の家庭連携が重視されており、学校の学びを通じて家族の健康意識を高めることががん予防全体の底上げにつながると指摘されています。市としても、この流れを積極的に取り入れることが重要であると考えます。

さらに、がん教育と併せて市からの健診案内に御家族は受診されましたかといったチェック項目を加えたり、家族へ手渡すメッセージカードを同封したりするなど、家庭で健診が自然に話題となるよう、きっかけをつくることも教育との相乗効果が期待できます。

加えて、家族ぐるみで受診を進めるために受診しやすい環境整備も欠かせません。特に子育て世代の御夫婦が安心して健診を受けられるよう、集団健診会場で一時託児サービスの導入や、共働き家庭に配慮した週末夜間健診の拡充は、がん教育で高まった意識を受診行動につなげる確かな基盤となると考えます。

このように、学校でのがん教育から家庭での会話、それから家族全体の受診行動へという一連の流れをつくることが、受診率向上に向けて大きな効果を発揮すると考えておりま

す。市として、がん教育の現状と今後の取組について御所見をお伺いします。お願いします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 村木議員のがん検診受診率向上に向けた取組についての2点の御質問にお答えいたします。

私は、市民の皆様がいつまでも笑顔で心身ともに健康な毎日を送ることができるよう、健康寿命の延伸に取り組んでおります。その中でも、市民の死亡原因の第1位であるがんについて、早期発見・早期治療のため検診受診率を上げることは、特に重要な対策の一つであると考えております。

まず、1点目のがん検診受診率向上、特に乳がん検診受診率向上についてです。

本市では、胃・肺・大腸・子宮・乳がんの検診を実施しております。一人でも多くの市民に受診してもらえるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会や包括連携協定企業とともに、幸せますケンシンまつり、幸せます健康まつりや三師会健康フォーラムを開催するとともに、保健師等が行う健康相談会においても、個別にがん検診受診を勧めております。

さらに、県におかれましても、身近な人を誘ってがん検診の受診を促す誘ってがん検診キャンペーン等に取り組んでおられます。しかしながら、山口県の受診率は全国的に低く、本市においても同様な状況にあります。

こうした中、検診の受診率の向上を図るためには、検診を受けることの重要性を理解し、みんなで健診を受けるという風土づくりが必要です。既に検診の受診率の向上のため、村木議員から御提案のありました年間の検診スケジュールや、受診の流れを分かりやすく記載したがん検診ガイドを作成し、全世帯に配付いたしております。

さらに、三師会、学校、包括連携協定企業等が一体となって受診率を1%でも上げていくことを目指し、受診率プラスワン運動をイベント等、様々な機会を捉えて展開することとしております。

議員御案内の女性のがんで罹患数が一番多い乳がんにつきましては、40歳になった方へ検診の無料クーポン券を送付するとともに、今年度は、託児つきで子宮がん検診と同時に受診できるレディース検診を実施したところ、定員を上回る申込みがありました。今後、レディース検診の回数を増やす等、取組の強化を図ってまいります。

次に2点目のがん教育の現状と今後の取組についてです。

こどもたちにとって、がんの基礎知識や生活習慣との関係、検診の意義などについて学

ぶことは大変重要です。市内小・中学校において、体育や道徳などの時間にこどもたちの発達の段階に応じてがん教育を行っております。がん経験者や医療関係者等による講話を実施している学校もございます。

また、現在策定中の第3次健康増進計画では、ライフコースアプローチの視点を新たに加え、幼児期から高齢期までの健康づくりを一体的に捉えて、それぞれの年代に応じた健康づくりに取り組むことといたしております。その中で、中学生はがん検診の重要性や必要性を十分理解できる年齢であることから、健康増進計画の中学生版を作成し、授業の中で子宮頸がんワクチンをはじめ、がん検診について啓発することとしております。

このような取組により、生徒が家族など大切な人への健康にも関心を持ち、生徒から保護者等ががん検診受診を勧めることにもつながると考えております。

今後も市民の皆様の健康寿命の延伸のため、三師会や学校、企業、地域の関係機関の皆様と連携を図り、まちぐるみで受診率向上にしっかりと努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 22番、村木議員。

○22番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。今ちょっとメモしたんですけど、三師会と学校と企業とが一体となって受診を進めていくプラスワン運動というのが、新しく初めて聞きました。プラスワン運動をしっかりと進めていっていただきたいと思います。本当に少しでも受診率が向上するように、まちぐるみで本当に受診率向上に取り組んでいただきたいと思います。期待しています。

乳がんについては、若い人の病気ではなくなってきています。30代から80代まで長期にわたって気をつけなければならない。また、マンモグラフィーだけでなく、エコー検査の併用も考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。そこはまたプラスワンでよろしくお願いいたします。

がん教育についてですが、がんのことは親、大人も知らないことが多いので、ぜひ親子で一緒に学ぶ場をつくっていただきたいと思います。答弁にありましたように、こどもから親や大切な人ががん検診に行つてほしいというような言葉をかけたり、メッセージをもらったりすることが家族ぐるみで健康意識が高まると思いますので、よろしくお願いいたします。受診率の伸び悩みを打開するには、従来の取組に加え、身近な支援者である家族の力を最大限に活用する取組が必要であると考えます。がん教育の推進をよろしくお願いいたします。

答弁にありました計画の中学生版という新しい取組、新しい取組ばかりでありますけれども、早期発見すれば早期治療して必ず治る病気なんだということを中学生の頃からしつ

かりと教えてもらって、親やおじいちゃん、おばあちゃんにもしっかり訴えていていただきたいと思います。

健康を維持することは大事なので、検診を受けないといけない。検診を受けることは、命を大切にすることにつながります。がん宣告され、治療に進む人もいる。その家族がいる。その人たちの支援も要る。検診の先まで考えること。家族が迷わないように、どうすればいいのか。家族も患者の一人と言えるのではないのでしょうか。検診を受けること、その先にどんな支援があるのか伝えていただきたいと思います。がんと宣告されても、防府市にはこんな支援があるんですというメッセージが必要だと思います。これからも早期発見・早期治療で守れる命を守り、健康寿命の延伸のため、さらなる受診率向上のために取組をよろしく願いいたします。

これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、22番、村木議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、15番、生野議員。

〔15番 生野 美輪君 登壇〕

○15番（生野 美輪君） 「公明党」の生野美輪でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、初めに、公共トイレの整備についてです。

明るく清潔感のあるトイレ環境は、その町の住みやすさを表す指標の一つです。誰もが安心して使えるトイレ環境の充実については、公明党の先輩議員がこれまで何度も訴えてこられ、執行部の御尽力により、マンホールトイレの整備や公共施設・学校トイレの洋式化が進んだことに心より感謝申し上げます。

しかしながら、市内の公園等に目を向けますと、男女の仕切りがなく、男性用小便器と和式トイレが並んでいるといった旧来型のトイレがいまだに多く残されています。家庭や商業施設等で衛生的なトイレが当たり前となっている現代において、このタイプのトイレは、ドアや仕切りがなく恥ずかしい、暗い、汚い、怖いといった理由から敬遠されがちです。児童公園は子どもたちが安全に遊べる大切な場所であり、また高齢者の方々がお孫さんと共に季節を感じながら利用できる身近な憩いの場でもあります。しかし、足腰の弱い高齢者や小さなお子様にとって、和式トイレは使いづらく、不便を感じている声が多く聞かれます。また、地域にある公園は防災時の緊急避難場所にも指定されていることも多く、防災の観点からも公園のトイレは大切であり、いざというときに利用できるようにトイレ環境の整備は必須です。さらに、防府市では全小学校区の17の公園にインクルーシブ遊

具が設置されています。誰でも分け隔てなくという理念を掲げる以上、トイレについてもバリアフリーに配慮した多機能な整備が求められます。

また、既存の多目的トイレにおいても、老朽化や衛生面、防犯面での懸念があります。照明や清掃、見回りの強化など、安心・安全・快適な環境の維持管理が重要です。

そこで1つ目の質問です。第6次総合計画では公園環境の整備が掲げられています。利用状況や環境変化に応じた適正配置も含め、今後の公園トイレの整備をどのように進めていかれるのか、市の御所見をお伺いいたします。

次に2つ目の質問です。公園のトイレにおける幼児への配慮についてです。

現在、市内の公園のトイレには幼児用のトイレが整備されていません。幼児はトイレを我慢することが苦手ですし、おむつが外れ一人でトイレに行けるようになる時期はきちんとトイレでする習慣づけが大切です。

先日、ルルサス防府2階の親子ふれあい広場を見学してきました。幼児用のトイレが整備されていて、その日に訪れていた2歳の男の子が、一人でできたとお母さんに褒められていました。小さくても環境が整っていれば一人できちんとできます。また、自我が芽生える幼児期のこどもたちは自分でやりたがるものですし、できたときは自信にもつながります。幼児用の遊具があるメバル公園など、小さなお子様連れで利用することが多いトイレには、安心して利用できるように幼児用トイレの設置が必要だと思います。私もこどもが小さい頃には下の子をおんぶしながら上の子を持ち上げたり、一人で立てるようになれば、一人を持ち上げてお手洗いをさせている間に、もう一人が汚れているところにしゃがみ込んだり触ったりしないように気をつけたりと、特に屋外のトイレは何かと苦勞することがありました。公園の幼児用トイレの整備について市の御所見をお伺いいたします。

以上、2点お伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安村 政治君） 15番、生野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 生野議員の公共トイレの整備についての2点の御質問にお答えいたします。

私は、市民の皆様はもちろん、本市を訪れる方々も含め、誰もが安心して利用できるトイレは、快適に過ごすための最も基本的な施設であり、まちづくりの観点からもトイレ整備は極めて重要であると考えております。そのため市長就任以来、市の玄関口となる防府駅や観光施設をはじめ、様々な施設のトイレ整備を進めてまいりました。

また、今年度中には、お示しのありました市内全ての小・中学校のトイレの洋式化が完了いたします。さらに、マンホールトイレやトイレトレーラー等、災害時に対応できるト

トイレの整備も進めております。

こうした中、公園につきましては、その整備に1か所当たり四、五千万円かかることから、厳しい財政状況の中、毎年度一、二か所のトイレの整備を図っているところでございます。今年度はこども家庭センターの広場と大道児童遊園においてトイレの整備を進めており、来年3月には完成します。

それでは、1点目の公園環境の整備、今後の公園トイレの整備方針についてです。

現在、こどもたちの熱中症対策や災害時の避難所環境の改善を図るため、全ての小・中学校の体育館に総額30億円を超えるエアコンの整備を令和8年度、9年度の今後2か年で進めることとしております。そうした中、公園のトイレにつきましても、これからもペースを落とすことなく計画的に整備を進めていきたいと考えております。

整備に当たっては、指定緊急避難所に指定された公園を優先に、老朽度や使用実態等を踏まえ整備を進めていきたいと考えております。

また、そのほかの全てのトイレにつきましては、これまで以上に点検を重ね、快適に使用していただけるよう維持管理に努めてまいります。

次に、2点目の幼児用トイレの整備についてです。

私は、市内外から小さなこどもたちが多く訪れる公園には、こどものよりよいトイレ環境の整備のため、幼児トイレが必要と考えております。こうした考え方の下で、既にKEIRINパークには幼児用トイレを設置しております。また、こども家庭センター広場にも設置を進めており、来年3月には完了いたします。

議員お示しのメバル公園については、多くのこどもたちが遊びに来られます。潮彩エリア活性化プロジェクトを進めておりますので、その中で設置したいと考えております。

また、将来的には大平山の公園についても、利用実態等を踏まえ、2050年の森プロジェクトを進める中で設置できるよう検討してまいります。

トイレ環境の充実、本市のイメージを大きく向上させるものであり、今後もしっかりとトイレ整備を進め、市民の方はもとより、本市を訪れる方々へもまた来たいと思っただけできるよう、快適な環境を提供してまいります。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 15番、生野議員。

○15番（生野 美輪君） 市長の力強い御答弁をありがとうございました。第6次総合計画に基づいて、この厳しい財政状況の中でもしっかりと進めていただけるということで、大変に安心いたしました。

トイレ環境の充実、その町の住みやすさの大切な指標になると思います。明るく安全

で清潔感があり、誰でも利用しやすいトイレ環境はとても重要だと思います。今、お示しにありましたように、指定緊急避難所に指定されているところは優先的に進めていただくということで、また毎年計画的に進めていただけるということで、本当にありがたく思っております。ぜひしっかりとした整備をお願いしたいと思います。

ここで、ちょっと一つ情報ですけれども、近年では公共トイレをおもてなしの一環であるとしてイメージアップに力を入れている自治体が増えています。防府市も小学校ですとか先駆けてやっておりますので、大変にトイレ環境としては進めていただけていると思っておりますが、例えば群馬県では、清潔さや安心・安全、見つけやすさ、使いやすさなど、最大28項目を審査するぐんまビジタートイレ認証制度を実施しており、認証されると御当地キャラクターのぐんまちゃんが描かれたプレートが提示できます。実際にハンディキャップのある人がこの指標を参考に行き先を決めていることもあるそうです。

また、女性はトイレが行列ができ、待ち時間が長い傾向にあります。国土交通省のアンケート調査によると、外出先のトイレで不便や不満を感じる点については、行列に並ばないといけな選んだ女性の割合が44%であったそうです。女性は個室利用時間が平均男性の3倍あり、災害避難所におけるスフィア基準におけるトイレ基準においては、男性1に対して女性は3の割合が必要とされています。今後の整備の参考にしていただければと思います。

また、トイレ環境の整備については、先輩議員の思いも引き継ぎまして、これからも一層の関心を持って一般質問等させていただきますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でこの質問を終わります。

続きまして、いざというときに備える私の生き方ノートの普及と活用促進について質問いたします。

高齢化・核家族化が進む中、単身や身寄りのない高齢者が増え、将来への不安を抱えています。以前、老老介護の御夫婦の御主人が急に入院され、自治会の役員の方が奔走して対応された事例がありました。その際は事前に緊急連絡先を聞いていたため対処できましたが、その方は今後こうしたケースは増える。行政で仕組みをつくってほしいと切実におっしゃっていました。病気や事故などで意思表示が困難になった場合に、緊急の連絡先やかかりつけ医、服用している薬やアレルギーなどの情報が分かるとスムーズな対応ができます。現在、本市でも私の生き方ノート——エンディングノートと呼ばれるものですが——を配付しています。基本情報や医療情報に加え、延命治療や財産、お墓のことまで詳細に記すことができ、残された家族にとっても資産の把握や手続の面で大きな助けとなります。

最近サブスクリプションの契約などデジタル遺産の整理も課題となっており、情報を確実に残すことの重要性は増えています。

他市の先進事例として、鹿児島県霧島市では、空き家対策にノートを活用し、家系図による相続人の把握や不動産に関する相談窓口を記載するなど、住まいの将来を早めに考えてもらうきっかけづくりをしています。

また、身寄りのない方が亡くなった際の財産処分やお墓が課題であった広島県東広島市や香川県観音寺市では、身寄りのない方向けに緊急連絡先やエンディングノートの保管場所などの終活情報を市に登録できる制度を開始しています。これにより万が一の際に、市が本人に代わって情報を開示する仕組みが整えられています。

高齢者のいざというときに備える取組が全国で広がる中、本市においても、せっかく作成した私の生き方ノートをより効果的に活用していただく必要があります。普及啓発及び活用促進に向けた今後の取組について、市の御所見をお伺いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 生野議員の私の生き方ノートの活用を促進するための取組についての御質問にお答えします。

近年、核家族化が進んでおり、2世帯、3世帯で同居している家族が減少し、身近な人と話し合う機会が減ることで、将来についての意思を伝えられないというケースが増えています。議員御案内の私の生き方ノートは、一般的にエンディングノートと呼ばれ、自分自身に何かあったときに備えて、御家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。エンディングノートを書くことで、これまでの人生の振り返りから人生を考えるきっかけづくりとなり、自分自身に関する情報や気持ちを整理し、人生の終わりをどのように迎えたいか、そのためにやるべきことは何かということが明確になります。

また、エンディングノートにより御自身に関する情報や意思を伝えることで、自分に何かあった際に御家族や大切な人たちが各種手続を行う際の負担を軽減することができます。

本市では、2019年3月からエンディングノートを配付しております。例年、市役所、公民館、各地域包括支援センター、防府市成年後見センターや御要望のあった自治会等にも配付しており、年間1,000から2,000部程度、これまで累計で約1万部を配付しております。

なお、今年度はさらに新庁舎ができたことから、福祉棟2階の福祉テラスにおいてもエンディングノートの配付を行っております。

今後も公民館等を通しての配付を継続するとともに、年末年始等、家族や身近な人が集まる時期に合わせて話し合いができるよう、各地域包括支援センターや介護支援専門員が高齢者のお宅を訪問する際に活用についてお声かけをしたり、健康相談会や介護予防教室等の機会を通じ、エンディングノートの役割や目的を紹介してまいります。

また、敬老会やいきいきシルバーふれあいスポーツ大会、福祉まつり等で配付も行い、さらなるエンディングノートの普及啓発と利用促進に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 15番、生野議員。

○15番（生野 美輪君） 御答弁ありがとうございます。

現在、市役所や公民館、また地域包括支援センターなど、今年度からは福祉棟でも配付され、約1万部配付されているとのことでした。このノートは、きちんと記入がされ、活用されることが大切だと思います。また、書き方や活用法など啓蒙もしっかりしていただけるということでしたので、今後とも多くの方に書いて活用していただけるようによろしくお願いいたします。

このノートの情報が、また書かれた後、実際に必要な人の手元に届くことが大切だと思います。また、元気なうちから備えておくことも必要だと思います。例えば定年を迎えるときなど、今までを振り返り今後の人生をどうするかということを皆さんが考えると思いますので、そのときに振り返りや不動産、保険、預貯金の整理などをするいい機会ではないでしょうか。親から子に伝えたり、親に聞いたりするきっかけづくりにもなればいかと思います。

また、ノートを更新するときには、この私の生き方ノートは作られた状態のものがあると思うんですけれども、やっぱり葬儀の広告とかが入っておりまして、なかなか取りにくいという方もいるみたいです。更新するときには就職情報ですとか、ボランティア活動の紹介など、そういったものも前面に載せると手に取りやすくなるのではないのでしょうか。今後は他市が行っているような情報登録制度もぜひ検討していただき、このノートがしっかり活用され、市の抱える課題解決にもつながることを期待いたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、15番、生野議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、5番、藤本議員。

〔5番 藤本 真未君 登壇〕

○5番（藤本 真未君） 本日は2項目で質問させていただきます。皆様には令和6年

度・7年度の給食試食会保護者のアンケート、そして12月の献立表、11月17日から21日までの5日間の給食センターで保管している写真をお配りしております。よろしくお願いたします。

1項目めは、学校給食についてです。

学校給食は、こどもたちの健やかな成長を支える栄養の確保だけでなく、食育の推進、地域食材への理解、望ましい食習慣の形成など多面的な役割を担っています。

文部科学省の調査では、小学校ではほぼ全て、中学校では9割以上の生徒が給食を利用しており、学校給食は多くの家庭にとって日々の食生活を支える重要な社会的基盤となっています。

一方で、全国的に朝食を食べないこどもが増えているという報告があり、本市でも同様の課題があります。十分な栄養を取らないまま登校するこどもにとって、給食は一日の中で欠かすことのできない食事であり、その質と量を確保する意義はますます高まっています。

防府市の中学校の給食は、私が中学校2年生の2学期、2006年に開始されました。保護者の期待が大きく、私自身、豆料理の多さに驚いたことや、そのアンケートを通じてこどもの声が反映され、献立が改善されていく過程を経験しました。弁当はその子に応じた内容や量を確保できる一方で、給食は栄養バランスが考慮され、多様な食体験ができるという特徴があります。こうした点からも、学校給食はこどもたちの育ちを支える大切な制度です。

近年は全国的に学校給食費の無償化が広まっています。これまで本市より人口の少ない自治体が先行していましたが、今年9月には人口規模の大きい下関市でも無償化が実施されるなど、その流れは加速しています。国でも無償化について活発な議論が交わされており、2026年度4月から小学校給食の無償化を開始し、その後中学校へ拡大する方針が示されていますので、今後、財源措置や実施スケジュールが具体化されるものと期待しております。

本市ではまだ無償化に至ってはいませんが、今年の4月から物価高騰対策として市が給食用米を支給し、給食費の値上げを避ける形で価格が据え置かれています。現状本市では、小学校の多くが自校方式で調理を行っていますが、米飯を炊く設備がない学校もあり、小学校の給食は週に3回の米飯、週に2回のパン食が一般的で、1食の金額は282円、そのうち米飯のときの1回当たりの御飯代は80円です。中学校は給食センター方式が中心で、週5回の完全米飯で給食が提供されています。中学校の1食390円、そのうち御飯代は56円です。

そこで質問させていただきます。小・中学校の給食について、全国的にも報道されていますが、本市でも児童・生徒、保護者から給食の量が少ないという声が聞かれています。これまでこの課題に対してどのような改善を行ってこられたのかお伺いします。

また、今年4月から物価高騰対策として、市より給食用米が支給されていますが、そのことにより、中学校でいえば1食分56円分の米飯の一部で主食やおかずの量を増やすことが可能になっているのかお尋ねします。

特に成長期の子どもにとって十分な量が提供されているかどうかは極めて重要な問題だと考えます。

次に、給食を実際に食べている子どもたちを対象としたアンケート調査を行っているのか、行っていない場合にはその必要性についてどう認識されているのか、また試食会後に行っている保護者のアンケート調査の結果とその結果はどのように給食改善に反映しているかについてもお願いします。

小学校は、パンには低学年・中学年・高学年用の3サイズがあり、御飯や汁物は学年に応じて量が異なる一方で、副菜・メインも学年により異なるときと唐揚げや魚のように個数で出てくるものに対しては、おかずの量、個数は変わらないと伺っています。中学生は御飯は学年により量が異なり、メイン・副菜・汁物は同じ量だと伺っております。学年によって体格、必要エネルギーが大きく異なることを踏まえると、大人気のメイン、唐揚げや魚のように個数で出てくるものについても、学年に応じた個数等の調整をすることも検討すべきだと考えますが、この点についてのお考えをお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

〔教育部長 高橋 光男君 登壇〕

○教育部長（高橋 光男君） 藤本議員の小・中学校の給食についての御質問にお答えします。

学校給食センターや各学校では随時アンケートを行い、子どもたちからの意見をお聞きしています。また、学校で取りまとめた子どもたちの意見は、学校給食センターにも届いております。子どもたちからは、給食はおいしいといった意見を多く頂いております。

こうした中、今年度からは農業公社を活用して米を無償提供することで、物価高騰の中でも引き続き、内容の充実したおいしい給食の提供を行っています。

さらに、先月からは、行きたくなる学校づくりを進めるために、防府市独自のデザートの日を開始しました。そこで提供するデザートは、アンケートで人気の高いものを提供しています。

議員御案内の保護者を対象とした給食試食会後のアンケート結果につきましては、各調理場において栄養教諭等がよりよい献立を作成する際の参考にさせていただいております。

次に、給食の量についてです。各学校で提供している給食は、国が定めた学校給食摂取基準に照らして、栄養教諭等が成長期のこどもたちに必要なエネルギー量や栄養価を満たすことを重視して献立を作成し、量については学年に応じた調整をして提供しています。

なお、教室では配膳の際に、こどもたちの希望に合わせた量の調整もされているところがございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） すみません、ありがとうございます。1個質問が抜けていました。ごめんなさい。

2項目めの質問に先に入らせていただいていたいいですか。ごめんなさい。すみません。もう一つ質問してからの回答だったんですが、今の内容のほうは分かりました。アンケートのほうを参考にしてくださっているとのことで大変うれしく思います。

もう一点の2番のほうの質問に入らせていただきます。

異物混入の対処と再発防止について伺います。

今年度、市内の学校給食において複数件の異物混入が発生しております。大量調理である以上、一定のリスクがあることは理解していますし、私自身、現場で数か月働いた経験があるため、調理員の皆さんが異物混入に対して最善の注意を払いながら作業されていることは身をもって承知しております。髪の毛1本でも帽子から出ている人はいないよう徹底され、手袋が破れれば作業を中断し、周囲と確認をしながら衛生管理を徹底しておられます。毎日多くのこどもたちのために緊張感を持って給食を提供してくださっていることに、まずは心より感謝を申し上げます。

また、こどもたち自身が配膳の際に異物が混入する可能性も、完全にゼロリスクではないと承知もしております。しかしながら異物混入は、こどもたちの食の安全に直結する問題であり、非常に敏感な反応が出るケースがあります。学校によっては、気になる子にはそのメニューを控えさせる、また、発生を早期に把握した場合には該当食材を除去するなど、柔軟な対応を取っていただいていると聞いていますが、そもそも混入を可能な限り防ぐ仕組みづくりが重要です。再度確認をさせてください。

今年度発生した異物混入の件数と主な原因、そしてその原因分析を踏まえ、現時点でどのような再発防止策を講じているのか。そして保護者や児童・生徒への情報提供の在り方、委託業者との連携や改善指導、市としてのチェック体制の強化など具体的な取組について

お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

〔教育部長 高橋 光男君 登壇〕

○教育部長（高橋 光男君） 藤本議員の小・中学校給食での異物混入についての御質問にお答えいたします。

今年度の異物混入につきましては、小・中学校全体で35件ございました。

主なものとしては、髪の毛や食材に使用されたビニール片などの混入がありました。危険異物の混入は2件あり、原因は食材納入業者の調理機器の劣化によるものでした。異物混入の際には直ちに子どもたちに注意喚起するとともに、必要に応じて喫食停止や代替食等の提供を行っております。これらの状況については速やかに保護者にもお知らせしているところです。

再発防止策といたしましては、事案ごとに調理業務委託業者、市調理員、食材納入業者への指導や学校への注意喚起、調理機器の適切な管理の徹底や更新などを行っているところです。さらに教育委員会では、定期的に調理場を訪問し、調理委託業務が適切に実施されているかをチェックするモニタリングを行い、必要に応じてチェック項目を加えるなどしております。

また、食材納入業者に対しても、業者の工場等の現場確認を実施しています。

教育委員会といたしましては、今後も学校、業者と連携・協力して、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） 御答弁ありがとうございます。予想以上に35件という件数に驚いておりますが、引き続き、学校への報告や委託業者との連携・指導等も徹底されて、子どもたちの笑顔あふれる給食運営に努めていただけたらなと思います。

先ほどの量についてなんですが、基準や平均で献立のほうを立てられている点については理解はできています。ですが、やはり中学校の男の子と女の子であったりとか、そういったその子その子に応じて調整するというのは難しいかと思いますが、主菜や副菜の量の再設計についても検討のほうをお願いしたいと思います。

1点、再質問のほうをさせていただきます。給食センターなので中学生が主になってくると思うんですが、センターに残食として返ってくる量というのは一日でどれくらいあるのかということと、それに対する学校への声かけのほうはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

令和6年度の学校給食センターの1日当たりの残食の量は11.8キログラムです。これを1人1食当たりで計算しますと、約4グラムになります。各小・中学校においては、こどもたちに対して食べ残しが少しでも減るよう食育を進め、食事の重要性への理解や食べ物への感謝の気持ちを育てております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） ごめんなさい。最後の文をもう一回言ってもらってもいいですか。聞き取れなくて、すみません。

○議長（安村 政治君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 各小・中学校におきましては、こどもたちに対して、食べ残しが少しでも減るよう食育を進め、食事の重要性への理解や食べ物への感謝の気持ちを育てております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） ありがとうございます。

中学校の給食センターにおける令和6年度の残食量については、1日当たり11.8キログラム、約2,950食の提供に対し1人当たり僅か約4グラムということでした。

環境省の公式調査で残食データは平成27年度のデータがありました。これは全国平均の約30グラムという数字の8分の1から9分の1に相当し、全国トップレベルの完食率と言っても過言ではないです。この事実から、現行の献立や提供の量は、こどもたちに極めて受け入れられていると評価できます。

一方で、保護者や児童からは、やはり量が少ないという声が届いているのも事実です。

そして残食量自体は極めて少ないものの、11.8キログラムという残食がゼロでない以上、残食ゼロを目指す取組として、先ほどもお伝えしていただきましたが、それプラスで各学校での給食放送で今日も残食ゼロを目指そうと呼びかけるなど、週単位、月単位等で残食ゼロ達成校を表彰するなど、そういったこどもたちの意識を高める楽しい取組も導入されてみてはいかがでしょうか。これらは予算がほとんどかからない工夫であり、今後も引き続き継続のほう、よろしく願いいたします。

学校給食はまさに生きる力を育む食育そのものだと感じております。こどもたちが今日の給食楽しみと笑顔で登校できる、そんな一日の中の大きな楽しみであり、心と体を健や

かに育む大切な教育の柱だと私は確信しております。だからこそ給食の質と量をさらに高めていくために、現場で実際に食べている子どもたち自身の本当の声をより丁寧に、正確に拾い、献立や量の改善に生かす仕組みをぜひもう少し強化していただきたいなど要望します。

また、保護者向けの給食試食会は大変ありがたい取組です。アンケート結果を集めて終わりにするのではなく、ここをこう改善しました、この声を受けて量を見直しました、改善すべき点と実際に改善された点を公表していただきたいなど感じます。その透明性が、保護者や子どもたちの信頼をさらに深めてくれると信じています。そしてこうした子どもたちの声を受け止め、毎日温かい給食を届けてくださっている現場の皆様には、心から感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

お手元にお配りしています献立表からも、その工夫と温かさが伝わってくるのではないのでしょうか。先月より始まりました毎週水曜日のデザートの日、そして献立の欄に記載してある右田中学校の生徒さんが考えた献立、県産100%の献立、こういった一言一言、そしてかわいい野菜のキャラクター、こうした一つ一つに子どもたちを思う気持ちが込められていることも保護者として大変うれしく思っています。献立を考え、バランスを整え、限られた予算の中で子どもたちに喜ばれるよう工夫をしてくださっている栄養士の方々、そして早朝から細心の注意を払い、大量調理という重い責任を担ってくださっている調理員の皆様、そういった一人ひとりの努力で当たり前に見える一食一食が、実は多くの方々の努力と責任の積み重ねによって支えられていることを議員としても、保護者としても、改めて深く実感しております。ありがとうございます。

先日、別の市民との懇談会でこんな声を聞きました。行政は意見を聞きますって言うけど、結局聞くだけで、決定した後に市民の皆さんに意見を聞きましたよって言うんでしょと怒っておられました。どうせ言っても無駄と思われてしまうことが本当に怖いと感じました。小さなことでも、この声を受けてこう変わりました、こう反映しました、それをきちんと公表する。これが市民の言ってよかったを生み、防府市なら協力したいという信頼につながっていくと感じます。給食も同じです。子どもたちや保護者の声を反映したときには、ぜひ、皆さんの声でこう変わりましたと大きくPRをしてください。私も議員としてその声が形になった瞬間を全力で拡散し、市民の皆さんと一緒に、防府市の給食ってすごいよね、誇りに思えるようこれからも一緒に歩んでまいります。どうかこれからも、子どもたちのおいしいという笑顔のために御尽力くださいますよう心よりお願い申し上げます、この質問を終わります。

続いての質問に入らせていただきます。

不妊治療について伺います。

不妊治療とは、赤ちゃんを望んでもなかなか妊娠に至らないカップルに対して行われる医療的サポートです。一般的に避妊をせず1年間妊娠しない場合に不妊とされ、医療機関ではその原因を調べ、妊娠の可能性を高めるための治療が行われます。不妊治療は主に一般不妊治療、生殖補助医療、そして先進医療や手術などの補助的治療の3段階に分けられます。妊娠に至らない原因としては、女性側・男性側、双方にあり、女性に起因するものが40%、男性側が40%、そして原因不明が20%とされています。とはいえ不妊治療は、女性の年齢が最も成功率に影響するとも言われています。

日本産科婦人科学会の最新データでは、体外受精の妊娠率は、30代前半までが約25%から28%、35歳前後が20%から23%、40歳は約15%、43歳を超えると5%未満と急激に下がり、そして流産率はさらに上がります。そのため治療を始めるならできるだけ早いほうがいいと言われており、特に35歳を過ぎたら半年以内に相談、40歳前には体外受精を検討するほうがいいと、一般的な目安です。保険適用も43歳未満までなので、年齢は本当に大きな分岐点となります。

日本では、2022年4月から、自己負担が原則3割に軽減されたものがあります。しかし保険適用後であっても1回当たりの自己負担は10から20万円前後に上るものもあり、回数が増えれば増えるほど経済的負担が大きくなるのが現状です。治療費の平均額を見ても、人工受精で約3万円、体外受精では約50万円と依然として高額であり、経済的理由から治療を断念する夫婦も少なくないと言われています。こうした現状を受け、多くの自治体では、国の制度に上乗せする形で独自の助成事業を実施し、治療費負担の軽減にも取り組んでいます。

本市としても、子どもを望む御夫婦に寄り添い、不妊治療を必要とする方々が経済的理由で治療を諦めることのないよう、さらなる支援の拡充が求められると考えます。

不妊治療に関する課題は治療負担だけではありません。例えば、排卵のタイミングや通院のスケジュールに合わせて急に仕事を休まなければいけないことが多く、職場の理解や柔軟な勤務環境が必要ともされています。一度の治療で妊娠に至る方は少なく、何度も突然休みを取らざるを得ない状況が続くことで、精神的な負担も非常に大きいと伺っています。さらに、また妊娠できなかったという結果へのプレッシャーや、周囲に言いづらい思いを抱えながら治療を続けている方も多く、不妊治療は身体的・精神的・社会的な負担が複雑に重なる状況にあります。こうした現状を踏まえると、不妊治療をめぐる支援は、単に治療費を補助するだけでなく、働きながら治療に取り組める環境づくり、理解の促進、そして心理的なサポートを含めた総合的な支援が必要であると考えます。ですが、少子化が進

む中、本市ができる取組として最も効果的な対策の一つは、不妊治療に取り組む方々への金銭的支援を充実させることだと考えます。不妊治療は経済的負担が大きく、治療を継続できるかどうか直接影響します。治療の継続こそが妊娠の可能性を高めることから、金銭面のサポートは極めて重要です。不妊治療の自己負担分を全額助成している自治体もあります。

青森県では生殖補助医療の自己負担額を全額助成し、令和7年度からは一般不妊治療も対象としています。所得制限もなく誰もが支援を受けられます。

また平川市、藤崎町、そして富山県の氷見市などでも保険診療の自己負担の全額助成する制度も始まっています。そのほかにも所得制限を撤廃している自治体もありました。

私の元にも、本市の助成は所得制限が厳しくて対象外になったという切実な声が複数届いております。そこで質問をさせていただきます。少子化が加速する中、子どもを望む夫婦が経済的理由で諦めることがないように、保険適用後の自己負担分に対する全額助成の導入を前向きに検討すべきではないかと考えますが、本市のお考えをお伺いします。

また、過去5年に遡り申請件数、そして妊娠までつながった件数を教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 藤本議員の不妊治療についての御質問にお答えいたします。

私は、明るく豊かで健やかな防府市の実現のために、第5次総合計画において、未来を拓く子どもの育成を重点プロジェクトに位置づけ、ほうふっ子応援パッケージとして様々な施策を実施しております。その中でも胎児の神経障害等の先天奇形を予防し、妊婦と子どもの健康を守るため、令和2年度から他市に先駆け、妊娠を希望される方を対象に葉酸サプリメントを配付するとともに、不妊治療への助成を行うなど妊娠前から切れ目なく支援をしております。

議員御案内のとおり、不妊治療にはタイミング法や人工授精などの一般不妊治療、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療等がありますが、それらに係る高額な医療費への経済的負担が大きな課題でした。そのため、国において専門的な見地を踏まえ議論を重ねられた結果、令和4年の4月から適応症と効果が明らかな治療などに対して保険適用となり、自己負担額が軽減されたところでございます。

こうした中、防府市におきましては、保険適用後も引き続き県と連携し、薬物療法、検査等の一般不妊治療費に係る保険適用後の自己負担分に対し、1年度当たり3万円を上限に助成しております。

さらに、市独自に2万円を上乗せし、最大5万円を助成しているところでございます。なお、保険適用前の平均的な一般不妊治療に係る費用は約13万円で、保険適用後の自己負担額は約3万9,000円となっております。県及び市の助成により5万円まで助成を受けられますので、平均的な一般不妊治療については賄えている状況であると考えております。

さらに、県におかれましては、一般不妊治療に加え、人工授精や生殖補助医療等に対する助成もされているところでございます。

議員、お尋ねの一般不妊治療費助成制度の申請件数につきましては、令和2年度が150件、令和3年度が145件、令和4年度が93件、令和5年度が51件、令和6年度は49件となっております。また、申請があった方のうち、妊娠につながった件数について、市では把握しておりませんが、山口県立総合医療センターのホームページにおいて、令和6年の不妊患者数206人のうち妊娠数が99人と公表されております。

不妊治療に関する助成への取組は、各市町によって様々ですが、私は不妊治療を含む少子化問題は、国における最大の問題であると考えており、その対策は国の人口戦略本部等において抜本的なことが検討されるべきだと考えております。

一方で、不妊治療は経済的な負担だけではなく、治療や結果に対する不安、周囲の理解など精神的な負担が大きいため、こども家庭センターにおいて、保健師や助産師などが御相談をお受けするとともに、必要に応じて市内にあります山口県立総合医療センターの不妊専門相談センターにおつなぎをするなど、医療機関とも連携を図り、一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいります。

今後も、このような充実した施策が真に必要とされる方へ確実に伝わり、こどもが欲しいという願いが叶うよう、第6次総合計画（案）においても未来を拓くこどもの育成を重点プロジェクトに位置づけ、しっかりと取り組むこととしております。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） 御答弁ありがとうございます。1点だけ再質問のほうをさせていただきます。

先ほどお伺いした一般不妊治療費助成過去5年の実績なんですけど、令和2年度が150件、令和3年度145件、どんどん下がっていています。これは市でどのように、なぜ下がったのかという原因のほうは把握されているのでしょうか。

○議長（安村 政治君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 正確な分析ということはできておりませんが、

令和4年度から保険適用になったことにより、一般不妊治療から体外受精へのほうへ移行された方などが多くいらっしゃるのではないかとこのように推測されると考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） ありがとうございます。市長の御答弁で、国における対策が必要で防府市のほうでは精神的な面をこども家庭センターの専門職の方が寄り添って、医療機関とも連携してサポートのほうを行っていく。そして、令和4年から保険適用となった以降も、変わらず助成のほうをしているという答弁だったかと思えます。

不妊治療は、こどもを産むことができるのは女性だけです。ですが、パートナーがなくてこどもを授かることはできません。また出産にはリミットがあります。高齢になるにつれリスクも高まり、流産や障害の確率も上がります。まずは回数制限や年齢制限があってもいい。そして所得制限を外してもいいのではないのでしょうか。所得制限を外すという考えにはならないのかちょっと再質問のほうさせてください。

○議長（安村 政治君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

今、県と同様の事業をやっておりますので、今のところ県に合わせて所得制限を設けております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） ありがとうございます。妊娠というのは、結婚すればこどもはまだかと言われ、こどもを授かれば次はいつかと言われる。私は4人のこどもを産みましたが、その間に死産も経験しました。妊娠が分かっても病気や障害が見つかることもあります。おなかの中の小さな命を守るために、自分は食べたいものを我慢し、不安で眠れない夜を何度も過ごしてきました。

妊娠・出産は喜びであると同時に命がけの戦いでもあります。不妊治療も同じです。毎月陰性の結果を告げられるたびに、心が削られていくと聞きました。今度こそは、と期待して2週間後にまた絶望する。その繰り返しの中で夫婦の会話は減り、笑顔は消え、もう無理かもしれないと自分を責める日々が続くそうです。そして、限度額がある所得制限があるために利用できないと言った声もたくさん聞こえます。1回で終わるのであればその所得制限があってもいいのかもしれませんが、1回で終わらないから皆さん困っておられます。

だからこそ、こどもを授かりたいと願う夫婦が、お金のせいで諦めざる得ない状況を私

はどうしても見過ごすことができません。こどもを望む全ての夫婦が経済的な不安なく治療に臨み、無事に我が子を抱ける日が来るよう、どうか保険適用後の自己負担分を全額助成にする制度、もしくは所得制限の撤廃、回数制限を入れてでも年齢制限をかけてでも、そういった少しずつ検討のほうを進めていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、5番、藤本議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、19番、森重議員。

〔19番 森重 豊君 登壇〕

○19番（森重 豊君） 「無所属の会」の森重豊でございます。それでは、通告に従いまして質問に入ります。

今回は、道路敷の管理についての質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、道路と付く名称について調べたところ、一般道、林道、農道、里道や私道、国道、県道、市道など、名称や管理者で分けると呼び名は多く存在いたします。

今回、質問いたします道路区分は、国・県・市、所有者層の中で市が管理している道路について主にお尋ねをします。

先般、地域の方から通学路において、宅地からの樹木が育ち過ぎて道路敷の上から垂れ下がり、通行の妨げになるとのことでした。早速現場を確認したところ、宅地のフェンスを越えて樹木の枝が垂れ下がり、雑草も長期に放置されていたことで、背丈程度に伸び、その草は道路敷にはみ出している状況でした。

通学するこどもは、枝等を避けての通行となりますので、道路の中央部付近を通ることとなります。車両通行時には危険な状態となります。原因は宅地ではありますが、道路敷でもありますので、道路課のほうに相談したところ、樹木の枝については、所有者に連絡し、撤去をお願いするとのことでした。

場所は変わりますが、大平山の道を仕事で利用される方より、走行時の離合、特にカーブでの離合が困難であるとのことをお叱りをいただきました。それは、上下2車線でも中央部を走行しているとのことでした。先月10日にその様子を確認したところ、道路幅は確かに十分ありますが、道路の両脇から枝が追いかぶさるように道路敷にはみ出ており、その枝からつるが垂れ下がっております。カーブは、上下2車線になってはおりますが、1車線状態での通行になるため、特に離合の際には妨げになると感じました。直線は気をつけて走行すれば特に支障はない状態と思われませんが、カーブでの急な対向車の出現時には驚くこととなります。今後、何年か後になると直線の場所においても枝やつるの垂れ下がりに

より、走行しにくくなることが予想されます。

私事ですが、何年か前に孫たちとともに大平山山頂公園に行っており、走行時の妨げや支障は特に感じておりませんでした。今回の走行時には、事前に聞いていたことからかもしれませんが、通行の不安を感じ、年月が経つことで状態が随分と変わるものだと思います。また、林道や農道については、通常、限られた土地所有者や関係者が主ですが、近年ではその関係者も利用することが少なくなり、道路の管理が行き届かない状態です。

私も以前、新設道路の用地買収に伴う相続での問合せがありましたが、場所は市街であり、何代も前の名義でありましたので、全く存在は認識しておりませんでした。名義人が現存しない場合は、相続人であっても、その場所等を知らされていないことが多く、通行の邪魔にならないように所有地の管理ができていないことが多くあると思っております。

しかしながら、一般車両の通行が多い場所は、通行のない農林道とは少し状況異なります。乗用車であれば枝やつるの障害物は、車の損傷等を考えて無視しての走行はできません。障害物をよけての走行となれば中央部を走行することとなります。道路に隣接する土地所有者や道路管理者の認識が重要と感じました。

以上のように、道路隣接地の土地から草木が繁茂し、通行の支障になっている場合、自分の居住付近であれば所有者は分かりますので、所有者に直接伐採等の申出をすることができます。また、その土地が公共の土地であれば、地域の協力で除草作業などすることができますが、個人所有地などで、所有者が不明等であれば地域での対応がしづらい状況もございます。

そこで、道路隣接地から道路敷内に覆い茂る樹木や草などの管理状況や対応について伺います。

○議長（安村 政治君） 19番、森重議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 森重議員の道路敷の管理についての御質問にお答えいたします。

私は、安全で安心な道路環境の整備は、市民生活を守る上で大変重要であると考えており、総合計画に一貫して安全・安心なまちづくりを最重要課題として掲げ、全力で取り組んでまいりました。

その中でも、議員の地元である小野地域と牟礼地域等を結ぶ農道牟礼小野線は、いよいよ来年には開通することとなり、本年度の末に開通する国道2号富海拡幅と併せて、防府・未来へのネットワークの構築が大きく前進いたします。

議員御質問の道路の隣接地から道路敷内に覆い茂る樹木や草などの管理状況や対応につ

いてでございます。

道路の隣接地に生える草木は、その所有者において適正に維持管理していただくことが原則でございます。道路の隣接地が市の所有地であれば、当然、市において伐採をいたします。

そのため、議員より御指摘のありました大平山農道の危険箇所についても、隣接地が市の所有地であることから市において伐採し、現在は良好な状態となっております。

一方、道路の隣接地が民地の場合には、その所有者へ連絡し伐採をお願いすることとなります。災害による倒木など二次災害の危険があり、緊急を要する場合は市が伐採いたしますが、この場合においても、可能な限り所有者の同意を得て伐採することといたしております。こうした危険箇所の把握は、日常の点検が重要となります。

今後、市職員によるパトロールを強化するとともに、市民の皆様から通報があった際には、迅速に対応をしております。

市民の皆様には、個人所有地の草木は、その所有者が責任をもって管理しなければならないことを公式LINEなどで周知するとともに、遠方の所有者の方に対しましては、パトロール等で把握した状況を踏まえ、必要に応じ文書等をお願いをしております。

先ほど申しましたとおり、農道牟礼小野線が来年開通します。この道路は、小野地域、牟礼地域のみならず、本市の活性化に大変重要な道路でございます。

市といたしましては、この農道をはじめとして、安全・安心に通行できるよう、その維持管理にしっかりと取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 19番、森重議員。

○19番（森重 豊君） 御答弁ありがとうございました。道路敷の管理等における対応についての御答弁をいただき、御苦勞されることが伝わります。大変ありがとうございました。

農道や林道、先にも例として挙げました大平山の道につきましては、しっかりと対応していただくことで、山頂にあります公園や市民農園など安心して走行でき、多くの市民の皆さん、特にお子さんがおられる親子の皆さんが安心して訪れることができ、喜ばれると思います。

昨日、大平山の山頂まで私の軽のワンボックスで左側を走行いたしましたところ、13か所の中央線のあるカーブ付近の枝は撤去され、昨日は特に通行の支障となることはありませんでした。早速対応いただきましてありがとうございます。今後も道路敷等の変

わりない管理をよろしくお願いいたします。

また、道路の区分に関わらず民地からの繁茂する樹木等の維持管理は、原則、所有者に責任がありますが、通行の妨げになるような状態を放置すれば事故等につながることから、今後も引き続き所有者への注意喚起や広報をよろしくお願いいたします。

少し話は変わりますが、この二、三年で、特に感じていることが、地域における草刈り作業などの行事に今まで参加されてきた方が、高齢化により参加ができなくなった人が増えてきたことです。地域全体で、少子高齢化により、代わりの作業参加者が不足しています。したがって、参加のできる人が年々減少している状況でございます。

減少の対応としましては、作業日数を増やすことで作業量を補っておりますが、一部の参加者に負担が増大しており、小規模の集落では奉仕作業や行事を余儀なく中止する判断をされておられます。

質問の中で、地域の協力で除草作業などをすることができますと述べましたが、しかしながら、全てではありませんが、地域によっては今後は負担となることが伺えます。また作業については、参加者を補うために農家ではなくても草刈りの操作ができる方に参加を呼びかけています。非農家の多いところで、参加者の確保ができる地域は継続ができませんが、その地域全体が高齢化しているところについては、元気な少数の高齢者での作業となっておりまして。

地域によっては70歳前後の方は若いほうになり、力仕事など何事に対してもその方に頼ることで、その負担が一部に偏り、重荷になってきているのも現状でございます。

道路の環境づくりは、安全で安心な防府市民の生活に直結しております。くどいようですが、今後もしっかりと変わらない維持管理をしていただくことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、19番、森重議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（宇多村史朗君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議長が所用のため、副議長の私が代わって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、20番、重田議員。

〔20番 重田 直輝君 登壇〕

○20番（重田 直輝君） 会派「市民の声」の重田直輝でございます。本日は、市政運営の根幹に関わる決定の在り方について伺います。

防府警察署移転につきましては、選挙で一定の方向性が示されたものの、市民合意と説明責任が十分であったかを改めて検証し、今後の重要施策の意思決定をより透明で公平なものにする一助になればと思います。市政における民主主義の原点、市民の声をどう生かすかという点について質問をいたします。

それでは、通告に従いまして早速質問に入ります。

まず、冒頭に申し上げておきたいのは、私は本件の進め方に強い疑義を持ち、メリットもあまり感じておりません。警察署誘致のメリットよりも、その土地が使いなくなるデメリットが上回っているのではないかと。例えば、華城小の北側の農協の華城支所のあった場所にこども家庭センターを設置しましたが、新たに土地や建物を購入して分散する前に、まず機能集約は県ではなく市の行政ゾーン、保健センターも同様です。市庁舎の全体像を描き直すことにはなっただけですが、誘致場所のスペースの利活用で集約は可能でありませぬ。

こうしたことから、警察署の老朽化により、いずれ建て替えが必要であることは承知の上、私は、移転そのものに反対の立場であるということです。

私がまだ市の職員として現場にいた頃、この移転の話を耳にし、心の奥に拭いきれない違和感が生まれました。その感覚は立場が変わった今もなお消えることはありません。むしろ、同じ思いを口にする市民の声によって、ますます確信へと変わりつつあります。執行部への批判と受け取られる部分もあろうかと思いますが、いずれも市民の声に基づくものであり、将来に向けた建設的な検証と提言を目的とするものです。

議員としての責務と信念の下、市民を代表し、その疑問を率直に伺い、たとえ決定済の事項であっても、将来に向けた透明性ある市政に資する提言を行ってまいります。

まず、防府警察署の市役所敷地内への移転誘致について伺います。

警察署の移転については、既に報道等で御存じの方も多いと思いますが、いつ決まったのか、なぜ、ここなのかといった素朴な疑問の声が市民の間で多く聞かれます。市民が安心して納得できるまちづくりを進めていくためには、その判断の経緯や理由が見える形で共有することが欠かせません。また、今回の移転は、市役所周辺のまちづくりの将来像にも関わる大きなテーマです。

質問の第1点目として、警察署移転を市として誘致するに至った経緯、そして市民や市にとってのメリット・デメリットをお示してください。

次に、市民の側からは、いつ、どの段階で決定したのかが見通しづらかったとの声は少

なくありません。コロナ禍で説明が難しかったことは理解しますが、庁舎建設だよりやホームページでの情報発信だけで、果たして十分に市民に伝わったのか、発信と伝達は必ずしも同じではありません。

行政が伝えたという自己満足ではなく、市民の理解できたという実感こそが本来の周知であると考えます。どのような周知を図ってきたのか、何をもって決定としたのか教えてください。他市では、庁舎建設の際に説明会が行われてきましたが、警察署誘致を含めた本市の説明会実施状況も併せて伺います。

次に、市民から寄せられた具体的な要望を1点、懸念を2点、疑問を1点申し上げます。第1に、市民が利用できる形での活用にしてほしいという要望です。

当初、検討されていたものですが、平時はこどもの元気な声の響く公園、災害時には防災空地として一時的な避難場所や支援物資の集積場所にもなり得る。この場所は、市民生活に資する多様な利活用の可能性を持つ土地であります。

そして懸念の1つ目に、警察署が隣にあると心理的な圧力を感じるという声です。警察署は地域の安心を守る大切な存在です。他方、市役所は、誰もが気軽に相談できる場所です。隣接により、一部の市民が行きにくさを感じる可能性があります。これは、警察そのものへの批判ではなく、まちの心理的な空気感に配慮するというまちづくり上の視点です。開かれた庁舎であり続けるため、感覚面への配慮も必要なのではないでしょうか。

2つ目の懸念に、交差点の渋滞が懸念されるという点です。

移転予定地は、大きな交差点に近く、出入り口配置、動線設計いかんでは渋滞を助長する懸念があります。防犯を目的とする施設が、かえって交通の妨げとなっては本末転倒であります。

そして、一番大きな疑問は、警察署を誘致しなければ立体駐車場ではなく、来庁者が安全に駐車できる平面駐車場として活用できる可能性もあったのではないかという点です。

これらは、いずれも感情的な反対では決してなく、説明が足りない、影響を丁寧に検討してほしいという市民の素朴で真っ当な声です。

そこで、伺います。これらの要望、懸念、疑問に対して市としてどのように受け止め、どのように説明対応していくのか御見解を伺います。

次に、防府市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例に照らすと、本案件は議決を要しないとされています。しかし、市民の代表である議会が関与できず、市民への説明も不十分なまま進んだ印象です。

民主的統制の観点から広く市民の声を聞き、改善していくため市民向けの移転説明会や市の提案で住民投票を実施するなどが必要だったのではないのでしょうか。今回、議会とし

ても、市民としても十分に関与しきれなかったように見える状況をどのように評価し、今後いかに改善していくのか市長の御見解を伺います。

最後に、警察署が移転した後の県施設の跡地の利活用についてお尋ねします。

旧総合庁舎に入っていた保健所や県土木事務所は、防府市役所内に集約され、警察署移転については、県として新たな土地を買わずに済みました。警察署や総合庁舎が移った後、あの土地はどうなるかという点です。財政的判断としては、合理的であります。市民の関心はその点にあります。

県が所有する土地であっても、市民生活や景観に直結する場所で、市民にとっては誰の土地でも関係ないのです。防府市として明確な方針や構想を持ち、県との協議に主体的に臨むことが求められます。跡地活用について市としての方針をお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 重田議員の防府警察署の移転誘致についての5点の質問のうち、私からは1点目の移転の経緯と判断理由及び2点目の決定過程と周知の在り方について一括してお答えをさせていただきます。

市役所新庁舎の中に山口県防府総合庁舎と防府市社会福祉協議会が入居、さらに、防府警察署を市役所敷地内に誘致することで、市役所を中心とした画期的な一大行政ゾーンが形成されます。

これにより、敷地内で様々な行政手続等が可能となり、市民サービスが大幅に向上するとともに、災害時には各機関が緊密に連携し、迅速な災害対策活動等を行う安全・安心の防災拠点となります。

議員から、メリット・デメリットのお尋ねがございましたが、100年に一度とも言われる市役所の建て替えを通じ、本市のさらなる成長と発展に向け、まちづくりの基盤となる行政ゾーンを形成できることが最大のメリットと考えており、このことをこれまで議会や市民の皆様にご説明してまいりました。

そのスタートは、私が市長を就任した直後の平成30年8月23日に開催されました、市議会庁舎建設調査特別委員会でございます。ここで、現庁舎敷地での市役所の建て替え方針に併せ、旧庁舎解体跡地を誘致ゾーンとして活用する敷地計画案や、県施設や警察署の誘致により行政ゾーンを形成する考えをお示しし、議員の皆様からはこの方向性についての反対意見はございませんでした。

このため、特別委員会の理解を得られたと判断し、続く9月市議会において、この庁舎

建て替え計画を作成するための補正予算案を上程し、御承認をいただきました。

そして、翌10月には、議長とともに県総合庁舎の新庁舎への移転及び防府警察署の市役所敷地内への移転について県知事へ要望を行いました。

そして翌年の平成31年4月に警察署の移転に関し、市の要望を踏まえ検討するとの前向きな回答を県から得て、翌5月に開催されました特別委員会において御報告をさせていただきました。

また、第5次防府市総合計画では、防災拠点となる新庁舎建設について、警察署誘致も含めて重点プロジェクトとしてお示しし、令和3年5月には総合計画の概要版と併せて、警察署の誘致を明記した新庁舎設計概要パンフレットを作成し、全戸配布させていただきました。

翌、令和4年2月に発表した防府市の予算の概要においては、警察署の誘致箇所を明示して新庁舎整備事業を紹介しています。同じ時期、県の予算発表において防府警察署が新築移転となることが正式に示されたことから、このことについて翌3月の市議会の施政方針で御報告するとともに、市広報の4月1日号巻頭のまちづくり特集ページの中で、市民の皆様に周知をいたしました。

このように、警察署の誘致を含む行政ゾーンの形成につきましては、現庁舎敷地での建て替え計画の当初の段階から計画をお示しし、その後、市議会の皆様にその都度御説明・御報告しながら進めてきたものでございます。

市民の皆様に向けましては、市民ワークショップをはじめ、市の広報、ホームページ、特集パンフレット、庁舎見学など、様々な機会を通じて御説明を行い、多くの皆様から高い評価と支持をいただいているものと考えております。

いよいよ来年1月から防府警察署の建設工事が始まります。建設用地を求め警察署が中心市街地から移転してしまう例もある中、現在地から近い市役所敷地内への建て替えが実現することは、市民生活の安定に大きく寄与するものと考えています。

今後も警察署とは、防犯、交通安全、消費生活問題等の施策面や行政手続等における連携を図り、非常時には治安維持、災害復旧活動等において緊密に連携し、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。

以上、御答弁申し上げます。

なお、3点目以降の御質問につきましては、総務部長のほうから御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

〔総務部長 白井 智浩君 登壇〕

○総務部長（白井 智浩君） 私からは、3点目から5点目の御質問についてお答えいたします。

まず3点目の市民からの具体的な要望・懸念に対する対応についての御質問のうち、移転予定地は市民が利用可能な利活用との要望についてです。

市役所敷地内の警察署の移転予定地となる部分の面積は5,000平方メートルに満たず、県庁舎敷地における市庁舎建て替え計画の当初の段階で、多くの市民が集まり、駐車場も必要となる公園等の用途としては不向きであると判断されたものです。

議員お示しのこどもたちのための公園につきましては、市の中心的な施設としてメバル公園エリアやKEIRINパーク、大平山山頂公園における遊具整備などに取り組んでおり、また各地区においては、全小学校区内の公園、各小学校へのインクルーシブ遊具の設置等を行ってきました。

災害時における防災空地の御提案もございましたが、第5次総合計画の重点プロジェクトとして防災ネットワークの構築を位置づけ、現在、県立総合医療センターと一体となる約8ヘクタールの広域防災広場や、まちなかの避難場所となる約7,000平方メートルの公会堂北防災用地の整備等に取り組んでいるところでございます。

次に、警察署の隣接による心理的圧迫及び交差点の渋滞という懸念についてです。

警察署は、市役所と共に安全・安心の拠点となる施設であり、多くの市民にとって心理的圧迫となるものではないと考えております。また、新しい警察署の外観は、市庁舎に合わせて白を基調とする設計となっているなど、景観にも配慮をいただいています。

渋滞につきましては、新しい警察署は北側市道と東側県道の2か所に車両出入口が設けられることから、車の流れが現状よりもスムーズになり、また利便性も向上するものと考えております。

第3の誘致がなければ立体駐車場は不要ではという疑問についてです。

議員御案内の用地は、駐車台数が約120台程度しか確保できない広さでございます。平成30年度の現庁舎敷地での建て替え方針決定時から、敷地内に誘致ゾーンを設けることとしており、このたび新庁舎と2階レベルで接続することとなり約300台が駐車できます立体駐車場は、土地利用の高度化を図り、市庁舎の利便性を高めるため、有利な交付税措置である市町村役場機能緊急保全事業債を活用し、整備を進めているところでございます。

次に、4点目の議会関与と民主的プロセスについてです。

これまで御答弁いたしましたとおり、防府市議会や市民の皆様に向け、様々な機会を通じて丁寧に御説明を行いながら事業を進めてきたものでございます。

最後に、5点目の警察署跡地・総合庁舎跡地の利活用についてです。

防府警察署と山口県防府総合庁舎の跡地利用につきましては、県の財産でありますので、県が適切に判断されるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 一つ一つ御丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。

この質問するに当たり、私のほうでウェブでアンケートを行いまして、500件を超える御回答をいただきました。それだけ関心の高い事業であると改めて認識をしたところでございます。

この移転計画を御存じだったのはおよそ72%の方で、おおむね御存じだったので、市の広報の一定の効果だろうというふうに思っております。答弁の中で、庁舎建設特別委員会や議会の理解を得た上でとありました。行政と議会が連携すること自体は否定しませんし、当然、必要なことです。ただ、連携して進めることと市民への丁寧な説明や合意形成を省略してよいことは別問題です。

私が申し上げているのは、議会と行政が一体だったかどうかではなく、市民にとって分かりやすいプロセスだったかどうかという点について、再質問をさせていただきます。

防府市新庁舎基本設計パブリックコメントにおいて、警察署への意見が大半だったと認識をしております。その意見に対し、市の考え方は、新庁舎の計画には警察署は関係ないものであると評価をしていますが、行政ゾーンの集約であれば、当然、この市役所敷地の3分の1駐車場には狭いという御答弁でありましたが、およそ5,000平米の広さの面積、当然、こちらも新庁舎の一部であると思いますが、見解を伺います。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

新庁舎基本設計パブリックコメントは、あくまでも新しい新庁舎の基本設計についての御意見を伺う場であり、防府警察署の移転に関する意見につきましては、そうした御意見もあるものとしてしっかりと受け止めた上で、新庁舎への基本設計には影響しないものとして整理をいたしました。

防府警察署等の移転により、行政ゾーンを形成する考え方を含む新庁舎の整備につきましては、第5次防府市総合計画の重点プロジェクトの第1に掲げ、その案について、市民委員会やパブリックコメント等で御意見を伺い、最終的には市民の代表である市議会において満場一致の議決をいただき、実施してまいったものでございます。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） そうしますと、警察署移転を含んだ説明の機会であったり、意見聴取の機会は設けられないという判断でよろしいのか。また県から先ほど予算の可決であったり回答があったり県議会の答弁があった時点で、報道発表や合意文書などの合同記者会見のようなものはあったかについてお尋ねいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 防府警察署を敷地内に誘致する考えや、その後の検討状況等につきましては、議会に向けては特別委員会、行政報告、施政方針、一般質問、総合計画の策定過程等を通じ、その都度、御報告・御説明を行ってまいりました。また、市民の皆様に向けては、市民ワークショップをはじめ、市広報、ホームページ、設計概要の特集パンフレット、庁舎見学など様々な機会を通じて御説明を行ってまいったところでございます。

そして、県から防府警察署の市役所敷地内への移転計画が正式に発表されました令和4年2月の時点におきましては、市議会の施政方針の中で御報告するとともに、市広報4月1日号巻頭のまちづくり特集のページの中で、市民の皆様にも周知しております。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 市広報での告知というのは、もうここに警察署が来ますよというふうに周知をされているものという認識でよろしいでしょうか。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 4月1日号の中で、防府のまちが変わりますという表紙の中で、防府警察署市役所敷地内へ建て替えということでお知らせさせていただいております。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 市民の立場からすると、県の立場からは市の執行部と議会が要望しており、前に進んで問題ないと考え、市からすると県が説明するだろうと双方にお見合いをした結果、時間が経過することで何か外堀から埋まってしまったような感が否めないというふうに考えております。市民がいつのまにか決定していたという感覚になるのも仕方ないかもしれません。

それでは、移転予定地における県との契約形態や契約金額の概要をお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 防府警察署の敷地につきましては、普通財産の貸付けとすることで県と合意し、契約に向けて準備しております。契約の概要につきましては、本年9月の議員説明会におきまして御説明いたしましたとおり、面積が約4,703平方メートル、貸付期間は、建設工事が始まります令和8年1月から30年間、貸付料の年額は約618万円の予定でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 今、契約の形態を確認をさせていただいたんですが、こうした契約、相手があることなんですけれども、決まった時点である程度周知をしていただきなかったなというふうに思います。無償ではなく、賃料収入があるというのも1つのメリットなんだろうというふうに思います。

一方で、緑地や平面駐車場を求める声も多く、賃料収入という経済的メリットだけではない、まちづくりという大局観を持った説明が重要だと思います。

では、具体的な誘致に関して示されたメリットについて改めてお尋ねをしていきます。

十分に周知がなされているという御認識ですが、市民を代表し率直に伺います。

隣接による手続の簡略化、行政ゾーンの集約というメリットが示されておりますが、実際に警察と市が同時に関わる手続は年間どの程度あるのでしょうか、よろしく申し上げます。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 市長が答弁いたしましたとおり、市役所と警察署が近接することで、手続、例えば住所変更等の免許証の書き換え等でございますが、そういった手続が敷地内で済むことに加えまして、施策面での様々な連携がございます。

また、有事の面の対応においても非常なメリットがあるものと考えております。また何よりも警察は24時間稼働されておられまして、また仮設庁舎で業務が困難ということを知っております。こうした中、建て替え用地の確保が困難な防府警察署が建て替えに伴い、市役所と離れた場所に移転してしまわなかったということが、最大のメリットであると考えております。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 引っ越し、住所変更、氏名の変更ということで、大した件数もないんじゃないかなというふうに思っておるという印象であります。老朽化の建て替え

という話もありましたが、総合庁舎も今、空いてはおりますので、そちらを利活用することによって敷地内への誘致ではなく、建て替えも可能だったのではないかなというふうに思っております。

有事の防災の連携についてという答弁もありました。災害対策本部時に自衛隊など多団体との連携の中で警察の方もいらっしゃる。緊急性があるため近いほうがよいと。ただ部屋を作って会議をするのに、何キロも離れていたら困りますが、例えば現在地くらいの距離感と隣接地でどの程度違いがあるのか分からないという印象です。

先日の総務委員会でも来られる方は1名から2名とのこと、数名のために隣接させるのかという点は、すごく疑問に思うところであります。

これまで、示されてきた説明を伺う限り、市民目線から見ると決定的な根拠が十分に伝わっていない。個々の利便性や安全性を後づけのように受け止められている面もあるのではないかと思います。

よく選挙で、一定の方針を民意が示すということがありますが、確かに前回の防府市長選では、池田市長は防府市役所敷地内への警察署誘致を訴え当選、だからといって具体的な場所まで示さない市民合意を得なくてよいというわけではありません。

そもそも、警察署の整備は県の所管であり、市が誘致という形をとるのは極めて異例です。高校再編と同様に、県内部で警察署再編の可能性が検討もしくは打診があったのか、防府から警察署が撤退することは避けたいから有事に踏み切ったのだとすれば理解はできます。結局、市長が元県職員として県の意向を汲み取って動いたように見えるのは、私だけでしょうか。そんなに県の財政は厳しいのか、県全体で分かち合うべき負担である以上、防府市民だけが過度な負担をすることがあってはなりません。

平成30年の防府市長選において、池田市長は先ほど答弁ありましたが、市役所新庁舎を防府市駅北ではなく現在地での建て替えを訴え当選、市民はより財政負担の少ない現在地を選択したわけです。ようやく市庁舎の建て替え場所が決まって一安心かと思いましたが、今度は立体駐車場の話も出てまいりました。新庁舎の駅北案は限られた土地に駐車場を作る必要があり、比較的高齢の方が多く来庁する市庁舎に、立体駐車場を前提とした案は不安がある。それは新庁舎の場所に係る説明会等で多くあった意見でもあり、それを踏まえ、現在地での建て替えを指示した方も多かったのではないのでしょうか。

県や警察署が来るから立体駐車場を整備しなければならないのではという点について、再度お考えをお聞きいたします。併せて、立体駐車場の概要をお聞きします。建設費や階数、公用車と来庁者用などの内訳の台数を教えてください。

また、過去のほかの議員の一般質問の答弁で、建設費は使用する市と県の公用車の台数

で案分するという方針に変わりはないのかお尋ねをいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 先ほど答弁したところでございますが、改めて御質問に回答いたします。

県の防府総合庁舎を新庁舎内に、また防府警察署を北側用地に誘致することにより、市役所を中心とした行政ゾーンを形成する。また文化福祉会館機能の移転もございますが、こういった考えの下、平成30年度に現庁舎敷地への市庁舎建て替え方針を決定したものでございます。

この考え方にに基づき、立体駐車場を市庁舎と一体的なものとして、先ほど申しました市町村役場機能緊急保全事業債を活用し、整備させていただいているところでございます。

また、立体駐車場の概要でございますが、工事請負契約につきましては、令和6年9月議会にお諮りし、議決をいただいて現在施工しております。契約金額は16億6,100万円、階数は4階建てで、主に2階、3階、4階、屋上が駐車区画となります。

公用車のお話でしたが、市が約100台、県が40台の合計約140台で、来庁者の駐車場台数が160台を予定しております。

また、立体駐車場の建設費の費用のお尋ねでしたが、立体駐車場は、駐車区画以外に書庫、倉庫、事務室などを整備いたします。県が使用する倉庫や駐車場部分等につきましては、庁舎と同様に使用部分に応じた負担を求めていくものでございまして、行政財産の使用料として頂くことを考えております。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 相手があることなので、今後は変更があった時点で、令和6年9月議会という答弁もありましたが、分かりやすくお知らせをいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

立体駐車場が16億円ということで、使用料は県から頂くが、建設費は全額市が負担するという答弁でありました。

先ほど新庁舎の場所のお話をさせていただきましたが、市民が新庁舎を選んだ意向に沿っているのかという点はよく考えて進めていただきたいというふうに思います。また、今後、デジタル化により来庁する市民も減少していく、今後、人口減少により市民も職員も公用車の台数も減少していく傾向にあります。将来、箱だけあるが中身は空きだらけとならないように、設置するならば持続可能で、将来を見据えた世代間の不公平を生まないような設計をしなければなりません。

次に、1つ確認しておきたいのは、この土地の価値の捉え方です。

土地の価値というのは、単に路線価などの数値で判断できるものではありません。今回の移転予定地は、北側市道と東側県道の2方向に接道しており、しかも市の玄関口に当たる角地に位置しています。まちづくりの視点からも非常に有意性が高く、防府市にとって重要なポテンシャルを持つ土地です。

最初に、この場所を警察署の移転候補として要望したのは市で、その後、県がそれに便乗して前向きに検討を進めたという経緯がございますが、地方自治とは本来住民の財産を市が主体的に守ることです。市がどのように主権を発揮するのかが問われているのではないのでしょうか。

この土地の貸与条件や価格の算定に当たっては路線価だけではなく、立地条件や公共性、利便性を含めた総合的な価値を考慮して、市民に説明責任を果たせるよう市として主体的に交渉を行う必要があったかと思いますが、見解をお聞かせください。

○副議長(宇多村史朗君) 総務部長。

○総務部長(白井 智浩君) 警察署の予定地は、先ほど申しましたとおり普通財産の貸付けとして貸与することとしています。貸付け料につきましては固定資産税の仮の評価額、市有地は仮で同じようにはじくわけでございますが、仮の評価額を基に算定することとしておりまして、将来、地価上昇等が反映された場合には、当然、貸付け料も増加するものでございます。

以上です。

○副議長(宇多村史朗君) 20番、重田議員。

○20番(重田 直輝君) 先ほど答弁があった結果、30年で1億8,000万円ぐらい貸付け料が入ってくるわけでありまして、この場所は市民性も高く市として象徴性を持つ重要な場所です。市長も過去議場でおっしゃっていますが、市庁舎は市の顔、象徴です。警察署がその象徴である市庁舎よりも前にあり、最初に目に入るのは違和感があるという声もございます。

そもそもこの案件で助かったのは県であります。市が誘致し、県がそれを受ける形で進めた結果、県は新たな土地を取得することなく済んだ。であるならば、防府市としても一定の貢献をしていることは事実であります。その恩を今後の総合庁舎を含めた跡地活用や地域整備の中で誠実に、そして行動で示してもらおうではありませんか。

私自身、この誘致には反対の立場であります。しかし決まった以上はそれくらいの意地と矜持を市として示していただきたい。県に対しては、防府市としての考えや方向性を明確に示し、市の発展に寄与し、防府市民の利益を最大化する方向で毅然と要望を行うべき

と考えます。市長の御見解を伺います。

○副議長（宇多村史朗君） 市長。

○市長（池田 豊君） まずは、今これまでの見地で今日いろいろ議員のほうからありましたので、整理されたんではないかと思えますけれども、いろいろ進め方の中で、私は市民の代表ですけれども、議員の皆さん方も市民の代表でございます。だから、私としては市議会の皆様の御同意をいただけると、それを第一にして取り組んでおり、そのことはこれからも変わらないと思えます。

そしてまた、市民の皆様には、私たち行政もですけれども、市議会議員の皆様でしっかりと地元のほうで説明をしていただければと思っております。

そうした中で、いろいろありましたけれども、県との関係を云々でなくて、それは行政として市のトップとして、必要なものはしっかりと対応していくということで、相手が誰であろうとそれは変わらないもとを考えております。

それに当たりまして、市の方針につきましては、議会のほうにしっかりと説明をさせていただき、議会のほうの賛同を得た上で進めていきたいと思っておりますので、これからもまた御協力、まちづくりをよろしくお願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 市長から今、力強い答弁もありましたので、跡地利用や周辺整備は県の意向次第ではありますので、そこを飛び越えていかれるというふうなことを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

マンションになれば固定資産税は市の税収として増えるかもしれませんが、私に取りましたアンケートでも、公園や防災拠点、多目的に使える場所を求める声は多く、その意向を県にしっかりと伝えていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

警察署と一体となることで、渋滞の懸念、事故の心配もあります。ある程度動き出してみないと分からない部分もあろうかと思いますが、このような事態が起きた場合、責任の所在はどのように考えておられるのでしょうか。よろしくお願います。

○副議長（宇多村史朗君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 一般論といたしまして、渋滞への対応は道路管理者、交通事故の責任の帰属は事故当事者であろうと考えています。

以上です。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 今回、あくまでも移転を決めたのは警察で、道路は所管の管理者ということになるかと思っておりますので、県道は県、市道は市ということで状況を見な

がら道路の拡幅や信号の設置など、柔軟な対応をしていただきますよう要望を申し上げます。

以上、防府警察署の移転誘致について申し上げます。本質は賛否の問題ではなく、市民が納得できるプロセスがあったかどうかであります。県においても、山口県立大学附属高等学校が周防大島町に新設される予定であり、合理的な説明が県民にされたとは言い難いと感じていますが、市民合意を経ずに計画を進めることは、行政の説明責任と透明性の欠如を印象づけ、市民の行政への信頼を揺るがしかねません。

この警察署の案件、私なりに私見を述べさせていただきます。

恐らく、進め方が全てだったんだろうというふうに思います。前述したアンケートでも警察署誘致には賛成、全体の6割ほど、答弁にもありました利便性向上や行政ゾーンの集約、老朽化した警察署の建て替えなどを理由として上げられています。

一方、明確に反対ではないが進め方に疑問がある。市の財産を県に提供する。先ほど賃借ということがありましたが、こちらに違和感がある。交差点が近すぎるとの回答も同程度ございました。これは、賛成の中にも進め方に違和感がある方がいらっしゃるということを意味します。

市長は、たびたび命が大事だとおっしゃいます。だから先ほどありました県とか警察とか行政機関の縦割りに関係なく取り組む、それは今後ますます重要になってくると思います。しかし、今回これだけ多くの疑問の声が市民から寄せられているにもかかわらず、これまで、そして今回も意見を聞く機会を十分に設けてこなかった点については、疑問を感じざるを得ません。これは私だけではなく、多くの議員が過去指摘をしてきたところでもあります。

市は、紙媒体やインターネットでの発信を行っていますし、市長が地域の行事や会合に積極的に参加されていることもよく存じております。しかし、こうした場で市民がわざわざ市長を捕まえて、私は明確に反対ですと言える人はどれほどいるのでしょうか。特に、本件のように市民にとってハードルが高いテーマほどオープンな場で率直に意見を言える仕組みが必要だと思います。

実際、頂いている意見の中には、誘致そのものへの反対もありますが、より多いのは、判断の根拠が見えにくい。プロセスや説明が不足している。十分に関与する余地がなかったという点です。これは、市政は市民全員のものであるにもかかわらず十分に知らされていない、判断への参加機会がないという感情がもたらすものだと考えています。

ここで重要になるのが憲法と地方自治法が定める地方自治の本旨です。すなわち住民自治と団体自治の原則の下で、市政は市民の意思と参加によって支えなければならないとい

う考え方です。市民生活は感情抜きには語れません。行政が市民の幸せを語るのであればそのあらゆる感情に寄り添う姿勢が求められます。市長がよくおっしゃいます。防府に住んでよかった。ここを選んでよかった。これらは全て感情です。行政が感情に寄り添えなければ声を上げて仕方がないという諦めにつながり、やがて政治への無関心、自治の衰退を招いてしまいます。だからこそ、市民と直接対話し、御意見を聞き、説明を尽くすことが地方自治における基本姿勢であると考えます。行政に求められるのは、結論の速さ以上にその対話の過程であるはずです。

先ほど市長から答弁いただきましたが、大変失礼を承知の上、議員としての責務を果たす観点からいま一度伺います。

この地方自治の本旨に照らした市民感情への寄り添いと市民参加の確保という政治姿勢こそ、今まさに求められているのではないのでしょうか。本件について市長の改めての御認識と今後のほかの事業も含めた進め方について政治姿勢を伺います。

○副議長（宇多村史朗君） 市長。

○市長（池田 豊君） 改めまして、御答弁させていただきます。

私も市長になって7年で、もうほぼあれですけども、私は、多くの方にお会いする、直接お会いするというのを、まずモットーにしてまいりました。子どもたちにも話をするというので、いろんな方に会うと話をしてきました。

そうした中で、先ほどの答弁を申し上げましたけれども、この二元代表制の中で、市議会議員の皆さんは本当にしっかりと市民の声で今ここにいらっしゃると思いますけれども、この市議会をしっかりと大切に私はしたいと思っております。

ここでいただいた意見については、特に自分で思うことはありますし、それを参考にさせていただきながら市政を続けてきたつもりでございます。

そうした中で、議員からありましたけれども、こういうことを通じ、また機会あるごとにこれまで以上に、市民の皆様にも市としての考え方なりを周知していきたいと思っております。

このたび第6次総合計画ができますけれども、次の5年間ではこういうことになるんだということを、市としてしっかりと市民の皆様に分かっていただけるようにしたいと思っておりますので、先ほど申し上げましたけれども、議員の皆様方にもそのように市民の皆様にも防府のことをしっかりと地元で伝えていただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） 市長、ありがとうございました。直接会われる方以外の方と

いうのも、恐らく多くいらっしやって、私も今回アンケートを取らせていただいて、本当に500件というのは大変多くの方に関心がある事業なんだなというふうに再認識をしたところでございます。なかなかいろんな御意見を自由に書かれることも私も経験して、いろんな御意見もあろうかと思いますが、しっかりいろんな御意見に耳を傾けていただければというふうに思います。

この警察署の移転誘致に関して、中長期的に見て誘致はもしかしたら正解かもしれない。しかし、それは現時点では分からないというふうに思っております。そうした困難な判断が市長には求められますが、今後は進め方を先ほど申し上げたような不満にも寄り添って市政を進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

結びに向かいますが、この土地は、市の玄関口に位置する象徴的な場所です。市民共有の財産をどう使い、どう次の世代に引き継ぐか。立地条件に見合う価値を踏まえた交渉、そして行政が忘れがちな市民感情に寄り添う説明が求められます。決定プロセスや議会の関与、市民への周知、土地の付加価値や象徴性から市民の素朴な疑問をお尋ねいたしました。

行政の信頼とは、説明を尽くすことではなく、疑念に耳を傾けることから始まります。過去の手続を検証し、未来の手続を整える。この不断の往復こそが民主主義の定着であります。防府市が市民と共に歩む行政であり続けることを願い、今回の一般質問を閉じさせていただきます。真摯なる御答弁ありがとうございました。

○副議長（宇多村史朗君） 以上で、20番、重田議員の質問を終わります。

○副議長（宇多村史朗君） 次は、6番、松村議員。

〔6番 松村 学君 登壇〕

○6番（松村 学君） 「自由民主党明政会」の松村学でございます。今日の最後の質問となります。よろしくお願いいたします。

健康は失って初めて健康であることのありがたみが分かります。私もそうなのですが、既に実感される方もたくさんいらっしやるのではないかと思います。また気づいたら死の一步手前だったと、取り返しのつかないこともあります。改めて市が市民の健康についていかに向き合っているかを聞きたいと思います。

通告に従い、このたびは特定健康診査受診率の向上について質問いたします。

市民の皆様が、明るく豊かで健やかな人生を送るためにも、誰もが健康であることが大切です。そのためにも自分の健康状態をチェックし、特定保健指導を受けながら日々予防をしていくことが大変重要です。本市においても、市民の健康を守るため日々努力されて

いることに感謝申し上げます。

それでは、本論に入ります。

心筋梗塞や脳梗塞は血管が痛むことにより起こる病気です。その発症は知らない間に少しずつ動脈硬化が進行した結果として起こり、高血圧や糖尿病などの生活習慣病は自覚症状のないのが特徴です。そのため、特定健康診査を受診することは大変重要であり、どのように生活習慣病の改善を実践するのか指導することが特定保健指導です。

ここにいらっしゃいます皆さんも気を付けていただきたいのですが、肥満、高血圧、高血糖、脂質異常症という危険因子が3から4個を保有する人は、発症危険度が約3.6倍になると言われています。特定健康診査・特定保健指導は、平成20年4月より40歳から75歳未満の人に対し、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防改善を目指し始めました。しかし、本市を含め、全国的に受診率が低く、生活習慣病の有病者・予備軍が増えています。

2024年4月策定の防府市国民健康保険第三期データヘルス計画兼第四期特定健康診査等実施計画によると2029年の特定健康診査の目標値は受診率が50%であり、特定保健指導実施率は20%に対して、2024年度は特定健康診査の受診率が本市では35.6%、特定保健指導実施率が13.5%です。厚労省が示している目標値は、特定健康診査受診率70%以上、特定保健指導実施率は45%以上と高い数値です。

そこで本市の特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の向上についての取組についてお伺いします。

次に、特定健康診査受診率2年連続全国2位の佐賀県多久市に先日会派で行政視察させていただきました。そこで担当者から手応えのある取組の説明を受け、我々は驚きの連続でした。防府市としても多久市のような取組に少しでも転換できれば、本市に大きく結果が出るのではと強く感じました。多久市の特定健康診査受診率は令和4年が60.2%、令和5年が60.1%で本市の約2倍であり、特定保健指導実施率は令和4年、5年は70%を超え、本市の5倍以上、継続受診リピート率は令和4年が80.0%で、令和5年度が80.4%、そして既に令和7年度においては84.1%と高い成果を出されています。

なぜ受診率が高い、一番の理由として、多久市では地区担当の保健師が7名、会計任用職員を含んでいますが、常駐され1人当たり年間300人から400人家庭訪問をされ、受診を促したり、前回のカルテを基に健康チェックや指導されるなど、特定健康診査受診を促しています。それが受診率の高さの秘訣です。そして指導率やリピート率も非常に高い。本市では、特定健康診査は郵送で案内となっていますが、郵送物に重なり、見ていな

い人もいると私は考えます。

そこでまずは、重症者からでも地区担当職員ないし職員を家庭訪問などしっかりしていただいて、顔が見える対応ができないかお尋ねいたします。

併せて、地区担当職員が年に1回、健康指導を兼ねた車座トークもされております。このような取組も地区でやっていただけたらというふうに思います。お伺いいたします。

次に、糖尿病、メタボリックシンドロームの解決に向けた実践計画ですが、多久市では血圧、ヘモグロビンA1c脂質異常、心電図所見で心房細動、判定医が必要と認めた場合など重症化の程度で1週間以内の緊急訪問や重症化予防、糖尿病治療未受診、中断患者など家庭訪問を主にした個別指導を行っていますが、本市でも医療連携しながらこのような対象者に対しアクションプランを作成し、細やかな保健指導ができないかお伺いいたします。

次に、多久市では特定健診を受けると500円分のおいでんさい買物券という地域商品券が集団健診、個別健診した人は受け取れる事業として大変人気であり、受診率の底上げをしています。本市でも健康になってお買物ができるとは、まさに市民の幸せが増すことになり、市としても多少の経済効果も見込めます。本市としても幸せます商品券として導入できないかお伺いします。

最後に、市広報を活用しての健康指導についてお尋ねします。

多久市では年間を通じテーマを定め、市広報を通じ健康指導と啓発をしています。例えば糖尿病予防についてなど、糖尿病になったらインシュリンや透析になったら毎月医療費がどれぐらいかかるか、生活習慣病の中で糖尿病に一番医療費を使っているとか、予防するためにはどのような生活をすべきかなど、特定健康診査受診の重要性を掲載し、こちらでも受診率の向上につなげていますが、本市でも市広報で健康指導や啓発コーナーを設けられないかお伺いいたします。よろしく答弁お願いします。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 松村議員の特定健康診査の受診率向上についての御質問にお答えいたします。

私は生活習慣病の発症や重症化の予防目的とした特定健康診査及び特定保健指導が、市民の皆様が健康で安定した生活を営むために大変重要である一方で、これらの受診率・実施率が低い水準にあることが大きな課題であると認識しております。

そこで本市では、令和6年度からがん検診を担当する健康増進課と特定健康診査を担当する保険年金課を所管する保健こども部を新たに設置し、連携をさらに強化して受診率の

向上に取り組んでいるところでございます。

初めに、特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の向上に向けた取組についてです。

特定健康診査には、医療機関で行う個別健診と三友サルビアホールなどで行う集団健診があります。令和6年度から受診率等の向上を目指し、新たな取組として集団健診の会場を保健センターから三友サルビアホールへ変更し、健診人数及び実施回数を増やすとともに、インターネットの導入により24時間の受付を可能とするなど利便性の向上を図っております。

また、健診受診後の保健指導を着実に実施するため、集団健診の会場において保健指導を実施し、また保健指導専用のスマートフォンを配備するなどの取組を行っております。

こうした取組により、第5次防府市総合計画がスタートした令和3年度と令和6年度を比較すると、特定健康診査の受診率は3.1ポイント、特定保健指導の実施率は3.9ポイント上昇しております。

次に、特定健康診査受診率向上のための地区担当職員の配置についてです。

本市では、特定健康診査の受診勧奨として、AIによる健診受診歴等の分析を基に作成した受診勧奨はがきを年3回発送するほか、かかりつけ医からもリーフレットを活用しながら直接受診勧奨を行っていただいております。

特定保健指導では、健診後の生活習慣の見直しにつなげるため、保健師、管理栄養士の資格を持つ保険年金課の職員と健康増進課の保健師が一体となって、集団健診会場での保健指導や結果説明会を行うほか、未利用者への勧奨はがきの送付などに取り組んでおります。

次に、アクションプランの作成に基づく保健指導の実施についてです。

本市の保健指導は、防府市国民健康保険第三期データヘルス計画兼第四期特定健康診査等実施計画などにより実施時期や方法を定め、集団健診会場での保健指導や結果説明会などを計画的に実施しております。

特に、糖尿病性腎症重症化予防については、かかりつけ医と連携し、人工透析のリスクのある被保険者に保健指導を行っております。

次に、例示がありました幸せます商品券の導入についてです。

議員御紹介の多久市では、健診の受診には自己負担額として1,000円をお支払いいただき、受診後に500円分のお買物券をプレゼントされております。

本市では、私が市長就任後の最初の予算であります令和元年度から特定健康診査の自己負担額を無料としております。このことについてPR不足ではないかと考えておりますので、今後は無料で健診が受診できることをしっかり周知していきたいと考えております。

また、県と連携して取り組んでいるやまぐち健幸アプリでは、特定健康診査やがん検診の受診によってポイントや特典が受けられるようになっており、一層の利用促進を図ってまいります。

最後に、市広報で健康指導や啓発のコーナーを設けることはできないかについてです。

市広報は全ての市民の皆様確実に届けさせることができる媒体です。健康に関する情報も市民一人ひとりに関わる大切な情報であると考え、新年度から健康をテーマにコーナーを設けることとしており、その中で特定健康診査や健康づくり等の情報についてもしっかりと周知していきたいと考えております。

今後も被保険者の健康の保持増進を図るため、三師会や関係機関等とも連携し、みんなで健診を受けるプラスワン運動を展開し、健診受診率の向上に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） まずは御答弁ありがとうございました。

今、冒頭の御答弁でもありましたが、令和6年からの取組で、新規で三友サルビアホールでの集団健診とともに、がん検診もやられているということ。そしてネットでの24時間受付の導入によって特定健診の受診率が3.1%増で、特定保健指導実施率が3.9%増となっておりますということで、ここについては近年、実はその前、平成27年度ぐらいからちょっと見てみますと、大体29とか8%ぐらいで推移していきまして、この保健指導率も、たしか一桁台だったんですが、こういう形で一気に最近ちょっと上がってきたと、これについては評価をしたいと思っていますし、私はここからもう一押ししてほしいというふうに願っております。

多久市で、結局何で全国で第2位になったと、高い受診率を誇っているのかということ、やはり地区担当職員を配置して細やかに家庭訪問している。一番大事なのはフェイス・トゥ・フェイスでしっかりと双方向の保健指導がされている。やはりいろいろはがきであったりとか、いろいろ多分この市広報のことも先ほどすばらしい答弁だったんですけども、やはり直接本人に言って、初めて、やはり自分が本当に体が悪いんだというのに気づく。

先ほどの午前中の村木議員の答弁にもありましたけど、家族ぐるみでやっぱり家族の病気についてしっかり考える場、これも大事ですね。実は、この多久市ではこどものときから実はこういった特定健診が受けられる制度がありまして、5年生と中学校1年生、だから赤ちゃんからもう高齢になって切れ目のない検診をずっとして、そして保健指導をしている。これは余談なんですけど、こどものときに何でこれ特定健診をやるんかという、

これをやることによって、当然、親はこどものころ、こどもにはすごく健康に気をつけて食事を出すはずなんです。ところが実際、あまり死亡率が高いとか高血圧でお子さんという話になったときに、家族全体の食事が見直されて逆にお父さんも、お母さんも、おばあちゃん、おじいちゃんも健康になると、こういうような取組の効果も出ています。これについては、あまりにもちょっと私もハイレベルだと思うので、今回、提示しませんでした。要は、結局みんなでチェックして声掛け合ってやる。だからそのはがきだけ来るといえるのでは、さっきも申し上げましたけども、はがきとか封書で来ても、結局家には今チラシが多分皆さんの御自宅でも配布物とかたくさんあるんです。私んちもすごいんです。何が入っているのかわけ分からないけども見るのも嫌で、もう捨ててしまうんですよね。ですから結局こういうパターンになっているのではないかとということをお心配していただいて、ですから、せめて、そういった受診数の伸びない原因があると思うので、ちょっと関連で質問します。

さっきちょっと村木議員からも数字が示されましたが、併せて令和6年度の各種のがん、検診の受診率についてちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

国が推奨しているがん検診のうちバリウムによる胃がん検診は1.1%、内視鏡による胃がん検診は0.7%、肺がん検診は2.1%、大腸がん検診は3.1%、乳がん検診は9.8%、子宮がん検診は13.4%となっております。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） ということで、昔から私もたまに聞いていました。私もこういった福祉関係の質問はあまり得意じゃないんですけれども、しかし、何回議会で質問してもなかなかこの受診率って上がっていかないんですよね。ですから私ももうあんまりしつこく言うのもあれだなと思って、ずっと黙っていたんですが、やっぱり今回この視察に行くと、保健指導がすごく重要で、きちんと保健指導されていたら受診率とか一気に上がるんだなというのが分かったので、その辺でちょっと今回これを取り上げようというふうに思いました。

次に、ちょっとお聞きしたいのが、令和6年度で結構なんですけれども、特定健康診査を受けて結果が悪くて、今度、特定保健指導というものをされると思うんですけれども、その対象になった人数と実際来られた人数をお聞きしたいと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

○保健子ども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

令和6年度、特定健康診査を受けた方は4,714人いらっしゃいました。そのうち特定保健指導の対象になった方は527人、そのうちで保健指導を利用された方は72人となっております。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） ここでやっぱり救わなきゃいけないんですけど、527人中72人ということは、もう20%切っていますよね。ちょっともう少し増やしてほしいと思いますが。

ちなみに直近の特定健康診査の継続率、リピート率、やっぱり一過性のものになってはいけないと思うので、何回も受けていただいてしっかり毎年チェックをしていただきたいと思います。この辺のリピート率はどうなのかちょっとお尋ねします。

○副議長（宇多村史朗君） 保健子ども部長。

○保健子ども部長（石丸 典子君） お答えいたします。

本市の特定健康診査、令和5年度、6年度のリピート率で68.4%となっております。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） リピート率は多久市ほどではありませんが、本市にしてはいいんじゃないかというふうに思います。とにかく特定健康診査を受診した人がその後、健康チェックをきちんとできておるんで、実は、これ私も調べているうちに令和7年度防府市国民健康保険事業実施計画というのがありまして、この事業概要1に記載されているんですが、特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者への受診勧奨を行い、特定保健指導未利用者に対し電話、訪問勧奨を実施するとういうふうに書いてあるんですね。ですからある程度はやっていただかないといけないんじゃないかなと思うんですよね。電話でも私はいいと思います。対面型の保健指導を今度、ぜひ増やしていただきたい。強化していただきたいと。

それによって私は各受診率の向上がつながるんじゃないかと思うので、ぜひちょっと来年度以降、また研究していただきたいということを強く要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、議長の許可を得ましてタブレットに今資料を掲載しております。皆さん御覧ください。資料4を見てください。

多久市の糖尿病メタボリックシンドロームの解決に向けた実践計画というものがありま

す。これは重症者だけでなく医療機関未受診者、糖尿病療養中の中断者、糖尿病治療中の患者で腎症へのリスクの高いものと、細かく対処方法が取られまして、そうでない方でも実は徹底されて、この実践計画に入っているんですね。とにかくみんな受けてほしい。特に受けてほしいのが重症者と、結局、糖尿病予備軍とか糖尿病になっているんだけど全然治療も受けていないとか、指導も受けてこない。こういう方々に対して細かくちゃんとヘモグロビンA1cとか各種のいろんな要因、それを細かく書いていращやるんで、こういうことをしますと、うちの防府市では先ほどデータヘルス計画の中で実践計画、それとかがありますけども、積極的支援と動機づけ支援とこの2つの方法によってこういう実行計画的なものが書いてあるんですが、この中には未受診者に対する対応がないので、こういう方が私一番危険と思うので、ぜひ、今後、追加の対応として取れないか、ちょっとその辺についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 質問にお答えいたします。

医療機関の未受診者、糖尿病治療の中断者など、あと保健指導未利用者も含めて、はがきなり、電話なり訪問、また医療機関と連携するなどいろんな関わり方がありますけれども、どのような関わり方が効果的なのか、基準を設けるなどして、今後検討してまいりたいと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） 分かりました。今後そういった基準を設けて対応するというところでございますのでよろしく願いいたします。本当、ぜひそういうことをまずやってみてください。大分数字が多分5年ぐらいの周期で変わってくるんじゃないかと、私は相当期待をしております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

その次、さっきのクーポン券の話でございます。

私が言いたいのは、これ単独市費でというよりも、今もう既に国の経済対策等で市のほうも既にこういったクーポン事業がひよっとしたら出てくるのかなとちょっと推測はしていますけども、できれば国の経済対策の予算の一部を市民の健康というもう一つの政策的な誘導策として使えば、私は市費でまずやるというよりも、そういったものでやっていけば非常に効果が出るのではないかなと、池田流といいますが、市長は例えばこういった事業をやるときにやっぱり政策的な誘導というものをいつも考えられているような補助金をつけたりいろいろされているという私はそういうふうに評価をしているんですけども、ぜひタイミングを見て今回はもう駄目かもしれないけど、次回とか、そういったことをちょっと考えて試行的に考えられないのかなとちょっと思ったりするんですけども、その辺につ

いてお尋ねしたいと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 市長。

○市長（池田 豊君） 議員のほうからいろいろ御提案がありましたけれども、いろんな施策は一応効果的になるように常に考えてまいりたいと思っています。いろんな方の意見を聞きながら一番効果的になるように、その分はしっかりとやっていきたいと思っています。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） ぜひ、ちょっとまずお考えいただける。やるとかまずいいですけど、まず考えていただきたいとこれだけはちょっとお願いをしておきます。

先ほど出ました県の健幸アプリですが、これ私、正直すいません、不勉強で知らなかったんですけど実際どういったもので、何人ぐらいの方が使っていらっしゃるのか、どういう特典があったりするのかな、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

やまぐち健幸アプリは、県が行政、企業等と連携して取り組まれておられます。健診を受診された場合とかウォーキングなどでポイントが付いていくわけですが、35ポイント以上たまったら県内20以上の協力店、このうち本市においては20の協力店が今登録されております。こういった登録店で割引などの特典を受けることができるというふうな仕組みになっております。例えば、健診を1種類受診すれば10ポイントというふうになっております。

登録者数でございますが、今現在、県内においては8万899人、防府市内では5,839人が登録されているということでございます。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） いろいろ県としてもこういう形でやっているんですが、今ポイントも35ポイント以上になったら使えるということで健診したら1回10ポイントということで、何回も受けないとこういうサービスが受けられないのかなと。ちょっと今見ていたんですけど、防府市で結局20店舗しかなくて、3%とか50円引きとか100円引きとか書いてあったんですけど、もう少し充実すれば魅力が出てくるのかなというふうに思いますけど。これ県がやっていることなんで、市としてはやっぱりもう少しパンチ力の効いた今500円くらいのクーポン券を、国の経済対策の事業とくっつけてまずやってみて、効果が出れば引き続き市としてやっていくというようなことも考えられるんじゃない

かと思いますので、ぜひちょっと併せて研究をしていただきたいということを要望しておきます。

次に、今の子育て情報を、特集を今して、健康情報については今後またやっていくということでございますので、ぜひとも受診率の向上につなげていただきたいということを要望しておきます。

それで、またタブレットの資料5のほうをちょっと御覧いただきたいと思えます。

これは、もう多久市で勉強させていただいたんですが、将来予測結果一覧シートというのがございます。この今情報を見ますと2020年は血糖値とかヘモグロビンA1cは5. 何ほでもいいんですけど、2024年になったらこの方については7. 4で、もう大分悪くなっているよということで、これAIでこの方に今後どうなっていくのかという予測が出て、この状態だったらどういう病気の発症率が高くて、将来どれぐらい医療費がかかっていくのかと、こういうすばらしいもので、このデータを使って私は保健指導すると、本人に対してはかなりこれはいかんと、大変お金も高くなるは私も死ぬかもしれんと、こういう話になってくると、保健指導の保健師さんの話もしっかり素直に聞けて、さらに来年も来ようとか、逆にこういう方が、お前も一回行ったほうがええぞと、健診してもらったほうがええぞとか、こういった流れになっていくんじゃないかなと思っています。

このデータは、実は製薬会社のベーリンガーインゲルハイム社というのが無料で行っている事業です。本市でも無料で行っていますので、しっかり無料でやってもらって保健指導に役立てていただけたら、効果がすごく成果が出るんじゃないかなというふうに思っているんですけど、ちょっとその辺の御感想をお願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 保健こども部長。

○保健こども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

こういったものを紹介していただいてありがとうございます。また、今後、検討するに当たってはいろんな関係機関の御意見も何う必要もあると今考えておりますので、その辺りも含めて、今後、研究してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） 今回はかなり目新しいことをやるというので、私もすぐやりますという言葉は期待しておりません。逆に言うと研究していきたいと、しっかりこの勉強をすることによって、次の飛躍する結果を出したいというこの執行部の皆さんのやる気を、しっかり受け取りたいなと思って今回質問していますので、ぜひともまたこちらについても研究していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、多久市がここまで市民の健康にこだわった政策や事業を行っているのは横尾多久市長のトップダウンがあったと説明が多久市の担当者からありました。市長のメッセージに、特定健診受診率2年連続第二位に輝いたこと。多久市の横尾市長からメッセージとして、「市民の生命財産を守ることは政治行政の基本的使命ですから、今後も市民の皆様が日々健康で暮らせるようコツコツ努めます」とありました。

市長も御自身の健康には特段気を配られ、日常の歩数やジョギングなどもされて、私も何度も見ておりますけれども、大変、私も涙が落ちる、本当感銘しております。しかし、ここまで健康に気を配る人ってなかなかいないと思います。私も含めて全くできると思いません。

そういう人はまさにこのような健診や健康指導を定期的に受けることが非常に有効なので、市長としても市民の健康を守っていくために、受診率があまり上がっていかないこの状況の中でもう一歩進んだ政策が必要ではと考えますが、総論的に市長の御答弁をお願いいたします。

○副議長（宇多村史朗君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今日いろいろ答弁の中で申し上げますけれども、一気に上がることは難しいと思いますので、全ての健診で前よりも少しでも前に行くということで、プラスワン運動ということ掲げさせていただき、それをまちぐるみ、市民挙げて取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（宇多村史朗君） 6番、松村議員。

○6番（松村 学君） ありがとうございます。こつこつこういったがん検診も含めて、特定健診も指導率もリピート率もこつこつ上がって行って、防府市の皆様が少しでも健康になるように執行部の皆様の御努力を期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宇多村史朗君） 以上で、6番、松村議員の質問を終わります。

○副議長（宇多村史朗君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宇多村史朗君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、直ちに議会改革推進協議会を開催いたしますので関係の方々は、全員協議会室に御参集ください。お疲れさまでした。

午後 2 時 2 3 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

防府市議会 議長 安 村 政 治

防府市議会副議長 宇多村 史 朗

防府市議会 議員 中 谷 哲

防府市議会 議員 上 野 忠 彦